

化を有する民主的な近代工業国家としてのわが国の実情を世界各国国民に十分認識させ、また、わが国民も正しく諸外国の実情を把握することにより相互理解を深めることは、わが国の外交を進めていく上に必要欠くべからざるものであります。政府としては、この面における施策をさらに積極的に推進する所存であります。

現下の世界情勢を考えますとき、国際社会の一員としてわが国の果たすべき責務と役割りは、きわめて重かつ大なるものがあります。私は、かかる世界の期待にそむかざるよう、また、わが国の利益増進のため、わが国の充実した国力と向上した国際的地位を背景として、積極的に諸般の施策を推進していく所存であります。私は、この点につきまして国民各位の理解ある御協力と御支援を切に期待してやまないものであります。(拍手)

### ◎大蔵大臣の財政に関する演説

(昭和四十一年一月二十八日)

○国務大臣(福田赳夫君) 昭和四十一年度の予算の御審議をお願いするにあたりまして、その大綱を御説明申し上げますとともに、今後における財政金融政策の基本的な考え方について、私の所信を申し述べたいと存じます。

わが国経済は、いま、二つの問題に当面しておると存するのであります。それは、不況の打開と経済の安定成長路線の確立ということであります。この二つの問題を同時に解決していくことが、佐藤内閣の今日の課題であります。そして、この二つの問題と取り組み、これを解決し、国民の期待にこたえることこそ、また私の責務であると考えております。(拍手)

私は、政治の理想は、充実した経済力の基盤の上に、国民みな富み、平和で希望に満ちた日々を送り得る、明るい社会を築き上げることにあると存じます。財政金融政策の使命もまた、このような福祉社会の実現に奉仕することである、さように存するのであります。

当面の不況を打開しつつ、その過程を通じまして、このような使命を遂行するにあたり、財政金融政策の指針となすべき原則目標は何であるか、私は、それは次の三つであると考えます。

すなわち、財政金融政策の運営を通じまして、第一は、経済の安定

大蔵大臣の財政に関する演説

的な成長を確保することであり、第二は、経済各部門の均衡のとれた発展を期することであり、第三は、家庭と企業を通ずる蓄積の強化に資することであると存じます。そして、物価の安定と国際収支の均衡の二つが、経済の成長を進めるにあたって、守っていかねばならない基本的な条件であることは申すまでもないところであります。

私は、この目標、原則を実現するため、ここに財政の基調を転換して公債政策を取り入れることを決意いたしました次第であります。財政の経済に対する働きをより積極的かつ効果的ならしめ、公債政策を主軸として財政金融政策の新たな展開を期そうとするためであります。

まず第一に、経済の安定的な成長を確保するための財政金融政策のあり方について申し述べたいと存じます。

わが国経済は、これまで目ざましい発展を遂げてまいりましたが、その成長があまりにも急速であったために、幾たびか激しい景気の変動に見舞われ、また、経済社会の多くの面にひずみを生じたのであります。今後におきます政策の目標が、景気変動の振幅をできるだけ小さくし、経済社会の均衡を確保し得る範囲内で高い成長を達成することに置かるべきであることは申すまでもないところであります。しかしながら、今日のような供給力超過の経済の基調のもとにおいては、経済成長の要因を企業の投資活動の盛り上がり



成長を確保していくためには、財政面から有効需要の拡大をはかっていく必要がある、かように考えます。このことは、民間設備投資に主導された経済成長の姿が、より財政に比重を置いた成長の姿に移っていくことを意味するものでありまして、わが国経済の成長をより安定化することに役立つものと考ええるものであります。

もとより、今後の成長の過程におきまして、経済活動の行き過ぎによりまして景気が過熱することも考えられないところではございません。このため、財政の運営にあたりましては、国民経済全体としての均衡を維持し、その規模及び内容を経済の動向に応じた適正なものとするを基本としなければならぬと存じます。民間の経済活動が活発化し、全体としての需給に変化があらわれるような場合には、公債の発行額を圧縮する等により財政面からこれに対処する措置をとるべきであります。また、年度の途中におきましても、経済情勢の推移に応じて予算の弾力的執行をはかるとともに、公債の発行を調節していくことが必要であると考えます。かくして初めて民間経済活動と財政活動との総和、すなわち、全体としての日本経済のなだらかな成長発展を期待し得ると考えるものであります。

経済の安定的な成長を確保していくためには、金融がその機能を十分に発揮していくことが必要と考えます。今日のよき経済環境のもとにおける金融政策の眼目は、金融の緩和基調を堅持することにあると考えます。公債発行という新しい事態に対処し、その市中消化の円滑化をはかりながら、経済活動の順調な拡大を実現するた

があると考えるのであります。

第三は、家庭と企業の蓄積を強化するための財政金融のあり方についてであります。

私は、経済の安定は、それをささえる家庭と企業の安定があつてこそ初めて実現され得るものと考えます。豊かな蓄積を持った家庭と企業にささえられた日本経済の姿こそが、われわれの目指すべき目標であると考えます。家庭と企業の蓄積は、経済の持続的な成長の過程において、その成果を享受しつつ、着実な努力を積み重ねることによって初めて実り得るものと考えます。財政金融政策は、そのための条件を整えることを通じてこれが実現に寄与すべきものであると考えます。

家庭の蓄積、すなわち、ゆとりのある家庭を築くための施策は、経済の安定的な成長の上に、所得水準の着実な上昇をはかることが基本でなければならぬと考えます。このため、租税負担の軽減合理化に不断の努力を傾け、また、社会保障制度の充実を進めることが肝要と考えます。同時に、住宅建設や生活環境施設の整備等を通じまして、国民の生活の場を改善していくことも、今後の重要な課題であります。

企業の蓄積を強化するための施策は、生産効率を高め、収益力を向上させることが基本でなければならぬと考えます。すなわち、企業の投資水準を適正に維持するとともに、社会資本を充実し、労働力の流動化をはかり、あるいは企業の合併統合を促進するなどの施策を、総合的かつ着実に推進していくべきものと考えます。同時

めであります。また、今後、企業の活動が活発化し、経済全体の行き過ぎが生ずるおそれのある場合には、これを未然に防止するため、金融が財政と一体となって、弾力的な調整機能を発揮していかなければならぬと考えます。

第二は、経済各部門の均衡のとれた発展を実現するための財政金融のあり方についてであります。

今日までの経済発展の過程におきましては、国民経済の限られた資源は、まず民間企業の設備投資に優先的に振り向けられてまいりました。これによりまして、目ざましい経済の成長が実現されたのであります。この間、経済社会の各部門、各分野に多くの不均衡が生まれたのもまた事実であります。私は、わが国経済の新たな発展を期するためには、この際、このような経済社会の不均衡を是正していくことに政策の重点が置かれなければならないと考えます。

すなわち、その一は、民間設備投資の規模を適正な水準に維持する一方、立ちおくれの著しい道路、港湾等の社会資本を積極的に充実し、住宅を建設し、生活環境施設を整えていくことであります。これらの施策は、単に円滑な産業活動の基盤となるだけでなく、豊かな国民生活を実現し、経済発展の成果を、より直接的に国民の福祉に結びつけるゆえんと考えるのであります。

その二は、農林漁業や中小企業の近代化をはかり、あるいは後進地域の開発を進めるなど、わが国経済の中の格差を解消していくこととあります。それは経済全体の効率を高める上においても緊要な課題であり、今後引き続き着実にこれらの施策を推進していく必要

に、資本市場、特に公社債市場を育成整備して、安定した資金導入の道を広げ、また、企業の税負担の軽減合理化を行なっていくことも、企業体質の改善強化をはかる上において肝要と考えるのであります。

物価の安定と国際収支の均衡は、経済成長を進める際に、常に留意すべき基本的な条件と考えます。それは、以上三つの目標、原則を達成することによって実現されるものであります。同時に、この二つの条件を確保して初めて達成されるものでもあるのであります。

わが国の卸売物価は、長期にわたって安定し、わが国経済の競争力の維持強化に貢献してまいりましたが、消費者物価の上昇は、今日の最も大きな問題の一つであります。私は、この際、決意を新たにいたしましたして、物価問題と真剣に取り組んでまいる所存であります。(拍手)

次に、今後のわが国の国際収支の目標は、貿易収支の黒字によって貿易外収支と資本収支の赤字を埋めながら、経済規模の拡大に応じた外貨準備の漸増をはかるということにしなければならない、かように考えます。わが国としては、今後とも、進んで国際流動性の強化につとめるとともに、輸出の拡大に一そうの努力を傾注する必要があります。これがためには、海外市場の開拓、企業体質の改善強化、科学技術の開発向上等につとめていくことが大切であります。同時に、国際分業に適応した産業構造への移行を着実に進め、わが国経済全体としての輸出力を高めていくことも、今後の経済政策の大きな方向でなければならないと考えます。



今回の予算の編成におきましては、以上に申し述べました財政金融政策運営の基本的な考えにのっとり、その健全性を確保しつつ、積極的に有効需要の拡大をはかることを主眼といたしておるのであります。その特色は、次の諸点であります。

第一は、戦後初めて本格的な公債政策を取り入れたことではありません。七千三百億円の公債の発行は、財政法の原則に基づき、その対象を公共事業費等に限定するとともに、市中消化によることといたしておられます。

第二の特色は、有効需要の喚起をはかるため、財政規模を積極的に拡大したこととあります。一般会計予算及び財政投融资計画における伸びは、昭和四十年度に比し、それぞれ一七・九%及び二五・一%となっております。また、国民総生産に対する政府の財貨サービス購入の割合は、二三・二%と見込まれ、戦後最大のものがあります。

第三は、画期的な大幅減税を行なったこととあります。減税額は、国税、地方税を通じて平年度三千六百億円に達し、これまた戦後最大のものであります。

第四は、財源の重点的配分であります。すなわち、予算及び財政投融资計画を通じて、住宅、生活環境施設等の飛躍的な拡充をはじめ、物価対策の強化、社会資本の整備、社会保障の充実、低生産性部門の近代化等の重要諸施策を積極的に展開いたしております。その反面、一般行政費の節減合理化につとめ、機構の拡大や定員の増加を抑制するなど、財政体資の改善を推し進めております。特に、

各省庁の部局、公庫、公団、事業団の新設を一切認めなかったのであります。これは戦後初めてのことであります。

かくして、今回提出いたしました昭和四十一年度一般会計予算の総額は、歳入、歳出とも四兆三千四百四十三億円でありまして、昭和四十年予算に対し、六千五百六十二億円の増加となっております。また、財政投融资計画の総額は、二兆二百七十三億円でありまして、昭和四十年当初計画に対し、四千六十七億円の増加となっております。

次に、その重点施策につきまして概略を申し述べたいと存じます。

まず、減税を中心とする税制改正についてであります。

所得税におきましては、中小所得者の負担軽減に重点を置き、平年度総額一千五百億円に及ぶ減税を行なうことといたしております。すなわち、給与所得者の標準世帯で年収六十三万円程度までは所従税がかからないよう、諸控除の引き上げを行なうとともに、中堅所得層以下に適用される税率を大幅に緩和することといたしております。

次に、企業に対する課税につきましては、その体質改善を促進するための措置を講ずることといたしております。すなわち、法人の留保所得に対する税率を二%引き下げ、建物の耐用年数を短縮することにより、企業の内部留保充実に資することといたしました。ほか、資本構成改善の促進、合併の助成、スクラップ化の促進等の諸措置を講じているのであります。

さらに、今回の企業減税の特色は、中小企業の体質強化に特段の配慮を加え、専従者控除の大幅な引き上げ、中小法人の税率の特別な引き下げ、同族会社の留保所得課税の軽減等、中小企業の実情に即した大幅な軽減措置を実施することといたした点にあるのであります。

このほか、相続税、物品税につきましても、国民の適正な財産形成と健全な消費需要の喚起に資するため、負担の軽減合理化をはかることといたしました。

なお、地方税につきましても、住民負担の軽減をはかるため、住民税及び料理飲食等消費税の減税を行なうことといたしました。また、固定資産税及び都市計画税の課税につきましても、負担の均衡化、合理化を進めることといたしておるのであります。

次に、歳出の面について申し上げます。

第一は、当面の急務である住宅対策であります。

住宅建設につきましては、一世帯一住宅の目標を実現するため、新たに五カ年計画を定め、この期間内に六百七十万戸の住宅を建設することといたしております。昭和四十一年度は、その初年度として、予算及び財政投融资を通じて、一千億円にのぼる大幅な増額を行ない、政府施策住宅の戸数の増加と質の向上につとめることといたしておるのであります。特に、勤労者持ち家住宅の建設を推進することとし、従来の分譲住宅制度に新機軸を開くことといたしました。ほか、宅地の供給につきましても、その大幅な拡充をはかることといたしております。

また、生活環境を整備するため、上下水道、終末処理施設、ごみ処理施設等に重点を置いて、その建設を促進するとともに、公害防止対策にも特に留意いたしております。さらに、工場と地の利用等により、大都市再開発を推進するため、都市開発資金融資制度を創設することといたしております。

第二は、社会保障関係の充実であります。

わが国の社会保障制度は、経済の発展と国民生活の向上に応じ、年々充実の一途をたどってまいったところでありましたが、昭和四十一年度におきましても、生活扶助基準の大幅な引き上げ、夫婦一万円年金の実現を中心とする国民年金の改善、ガン対策及び心身障害児対策の強化など、社会保障関係の諸施策について改善充実をはかることといたしております。

特に、低所得階層に対しましては、さきに申し述べました生活扶助基準の引き上げをはじめとし、福祉年金、児童扶養手当の改善、母子に対するミルクの無償給付の範囲の拡大を行なうことといたしております。また、文教関係予算におきましても、児童生徒に対する就学援助の充実、僻地の児童生徒に対する無償給食の実施、僻地学校に対する学校ふろの設置等、きめこまかい措置を講ずることといたしておるのであります。

また、医療保険につきましても、政府管掌健康保険等について、臨時の財政措置として特別の国庫補助を行なうとともに、国民健康保険の国庫補助体系を整備することといたしておるのであります。

第三は、公共投資の拡大であります。



道路整備につきましては、五カ年計画の第三年度として、計画の繰り上げ促進を行なうこととし、主要な国道、地方道、東名高速道路、国土開発縦貫自動車道等の整備を中心として、事業量の増加をはかることとしております。また、最近の交通事情にかんがみ、交通安全対策の強化に配慮いたしておるのであります。

港湾整備につきましては、港湾貨物量の増大、地域開発の進展等に即応して、予算の大幅な増額をはかることとしております。また、日本国有鉄道につきましては、安全輸送の確保と輸送力の増強をはかるため、工事規模を大幅に拡充することにも、特に昭和四十一年度から山陽新幹線に着工することいたしましたほか、日本鉄道建設公団の事業規模を拡大して、新線建設を大いに促進することとしております。日本電信電話公社につきましても、加入電話百二十三万個の増設等、電信電話施設の整備を進めることとしております。

次に、治山治水事業につきましては、既定計画の推進をはかることにも、一級水系の指定を拡大し、災害復旧事業の促進と相まって、国土保全に万全を期することとしておるのであります。

第四は、農林漁業及び中小企業等の低生産性部門の近代化についてであります。

まず、農林漁業につきましては、新たに土地改良長期計画を定め、農業基盤の整備を計画的に推進することにも、農林水産業の構造改善対策の拡充、畜産及び園芸の振興、自立経営農家の育成等の施策を着実に実施することとしております。また、金融面におきま

しても、農林漁業金融公庫及び農業近代化資金の融資ワクの拡大等の措置を講じますとともに、農業近代化資金の融通の円滑化を期するため、農業信用保険制度を新たに創設することとしております。

次に、中小企業につきましては、その近代化、高度化を強力に推進するため、中小企業高度化資金の資金量を大幅に増加することにも、共同工場の建設、小売り商業連鎖化の促進等の新しい施策を導入することいたしました。また、設備近代化補助、小規模事業対策、中小企業の指導育成等につきましても、一そりの充実をはかっておるのであります。

税制面におきましても、国税、地方税を通じて平年度七百億円をこえる大幅減税を行ない、負担の軽減をはかることとしております。金融対策といたしましては、信用補完制度について、昨年十二月、制度の大幅な改善を行なったところでありましたが、今回さらに、この制度の着実な推進をはかるため、中小企業信用保険公庫の融資基金を増額することとしております。また、政府関係金融機関の貸し付けワクの大幅な拡大、貸し出し利率の再度の引き下げ等により、中小企業金融の一そりの強化をはかることとしております。

第五は、物価対策についてであります。

昭和四十一年度におきましては、予算及び財政投融资計画を通じて、長期的、総合的観点から、消費者物価の安定をはかるため施策を積極的に推進することとしております。

まず、農林漁業、中小企業等の低生産性部門の生産性の向上につきましては、ただいま申し述べましたとおり、農林漁業、中小企業関係の予算及び財政投融资を大幅に増額して、その近代化、高度化を促進することいたしました。これは消費者物価の長期的な安定の基盤を培養する上に貢献するものと考えます。

さらに、労働力移動の円滑化をはかるため、広域職業紹介体制の整備、職業転換給付制度の拡充、移転就職者のための宿舍の増設等、雇用対策の強化を行なうこととしております。

また、当面重要な農林水産物の価格安定につきましては、野菜の集団産地の育成、食肉供給の増大、中央卸売り市場の整備、水産物の冷凍化の普及等の施策を推進することとしております。さらに、小売り商業の連鎖化、協業化等の推進により、卸・小売りを通ずる流通機構の整備をはかるほか、環境衛生関係の業種に対しても、国民金融公庫からの融資を大幅に増額し、その合理化、近代化に配慮することとしておるのであります。

これらの施策は、消費者物価の安定に大きく寄与するものと考えます。

次は、文教対策の充実と科学技術の振興であります。

昭和四十一年度におきましては、引き続き教育水準の向上と教育環境の整備を推進するとともに、国立大学の学生の増募、義務教育教科書無償給与の範囲の拡大、育英奨学の強化、私学の助成等につきましても、積極的な配慮を行なっております。

科学技術の振興につきましても、大型重要技術の研究開発、原子

力の平和利用、宇宙開発、防災技術の開発等の重要研究を推進することとしておるのであります。

次は、輸出の振興と国際経済協力の推進についてであります。

昭和四十一年度におきましては、大幅な企業減税により企業の国際競争力の強化をはかるほか、日本輸出入銀行の輸出金融を積極的に拡充する等、輸出振興対策を推進して、輸出の一そりの伸長を期することとしております。

また、海外経済協力基金に対する財政資金の大幅な増額、アジア開発銀行に対する出資等を行なって、国際経済協力体制を一段と強化することいたしました。さらに、外航船舶建造量の拡充、国際航空事業の育成強化等により、貿易外収支の改善に資することとしております。

最後に、地方財政対策について申し上げます。

昭和四十一年度の地方財政は、地方税収入等の伸びの鈍化、人件費の増加等により、非常に困難な事情にあるものと思われれます。

これが対策として、国におきましては、地方交付税の率を二・五％引き上げて三三％とするともに、臨時地方特例交付金を交付することにより、合わせて一千億円、地方債の特別対策によりまして一千二百億円、総額二千二百億円を手当てすることとしております。地方公共団体における合理化等の努力と相まって、地方財政の健全な運営の確保に遺憾なきを期した次第であります。これにより、地方の行政水準と住民福祉の一そりの向上が期待されるのであります。



以上、昭和四十一年度予算の大綱について御説明いたしました。政府は、ここに、七千三百億円の公債を発行し、一方において、国税、地方税を通じて平年度三千六百億円に達する大幅減税を断行することにも、他方において、社会資本の充実をはじめ、今日緊要な財政需要を積極的に充足して、いこうといたしておるのであります。

所得税と物品税の減税は、個人の購買力を増加させ、法人税の減税は、合理化努力を続けてきた企業に対しまして、将来への意欲を与えるものと考えます。また、財政支出の大幅な増加も、直接の有効需要の増大となってあらわれるばかりでなく、広く国民経済のすみずみまで波及して、なお沈滞を脱し切れぬわが国経済に活力をもたらすものと考えられます。

昨年の夏以来、政府は、財政面から景気回復の歩みを促進するため、一連の景気対策を講じ、さらに、年末には公債発行を含む補正予算の成立を見たのであります。これらの施策は、これからまさにその実効をあらわそうとしておるのであります。

こうした局面において登場する昭和四十一年度予算は、わが国経済に大きい浮揚力を与えるものと確信をいたしております。(拍手) この予算の執行にあたりましては、できるだけこれを上半期に繰り上げて実施し、これが景気の回復により効果的に機能するよう、全力を傾ける所存であります。他方、金融面におきましても、引き続き、金融政策の適切な運用を通じて、緩和基調を維持し、景気の順調な回復に支障のないようつとめてまいる所存であります。私は、

このような財政金融政策の運営によりまして、わが国経済は、昭和四十一年度を通じて、着実な回復過程を歩み、新たな発展への一歩を踏み出すに至るものと確信をいたします。(拍手) わが国財政の前には、新しい時代が開けようとしておるのであります。過去十年間の高度成長の過程において、いわば民間経済の成長力を十分に發揮せしめるための役割りを果たしてきました。財政は、いま、新たな政策手段を装備しまして、今後の経済発展のため、より能動的な役割りを果たそうとしておるのであります。

私は、ここに、安定、均衡、蓄積の三つの目標を掲げて、金融政策との緊密な連係のもとに、今日財政に課せられた使命を遺憾なく果たし、国民の期待と国家の要請にこたえる決意であることを最後に申し上げます。

国民各位の御理解と御協力をお願いいたします。(拍手)

## ◎国務大臣の経済に関する演説

(昭和四十一年一月二十八日)

○国務大臣(藤山愛一郎君) 私は、当面する経済情勢と、これに對処する所信を明らかにいたしまして、国民各位の御理解と御協力とを得たいと存じております。

顧みますと、昨年は、従来になく深刻な不況に終始し、しかも、その中にありまして依然消費者物価は上昇を続け、企業にとりましても、また家計の面でも、まことに苦しい一年でございました。しかし、今年の経済は、昨年の暗い経済の延長であってはならないのであります。

私は、昭和四十一年の経済運営の目標を、次の三点に置き、これに積極的に取り組んでまいる所存でございます。

第一は、不況は一刻も早く克服し、第二は、消費者物価をすみやかに安定させ、第三には、わが国経済が長期にわたり均衡がとれ安定した成長を続け、豊かな社会を実現するための基盤を築いていくことでございます。

政府は、昨年来、公共事業の促進、財政投融资の拡大など、一連の景気対策を実施してまいりましたが、現在ようやくその効果をあらわし始める時期にさしかかっております。

さらに、昭和四十一年度の予算におきましては、本格的な公債政策を導入し、財政支出を大幅に増加するとともに、画期的な大幅減

税を実施して、有効需要の積極的な拡大をはかることにいたしました。また、予算の実施にあたっては、公共投資関係事業の早期施行を促進すること等により、でき得る限りすみやかに不況を克服する決意でございます。(拍手)

このような政府の決意と対策に民間経済界の景気対応策が相まちはますならば、わが国経済は徐々に明るさを取り戻し、本年下半期までは景気の順調な上昇局面を迎え得るものと考えます。この結果、昭和四十一年度のわが国経済は、実質七・五％程度の堅実な成長を実現するものと期待いたしておるのでございます。

今日、不況下でありながら消費者物価は依然根強い上昇を続けており、まことに憂慮すべき状態でございます。近年における消費者物価の高騰は生産性格差の存在する中で急速な経済の成長が行なわれた結果、農業、中小企業、サービス業など生産性の低い部門におきまして賃金、所得の上昇したことに起因する面が大きいと考えられます。これらの部門における賃金、所得が上昇し、そこに働く人々の生活水準が向上していきますことは、好ましい現象であり、それによって消費者物価がある程度上昇することには、やむを得ない面もでございます。しかし、今日このように消費者物価が年々大幅な上昇を続けることは、国民生活にとりまして重大な問題であるばかりでなく、経済の健全な発展を阻害する要因ともなるのでございます。

政府は、今日まで諸般の物価対策を実施してまいりました。しかし、消費者物価の上昇が構造的要因による面が大きいだけに、その



解決は決して容易ではございません。困難な道ではございますが、一つ一つ問題を解決して進む以外に方法はないと考えられます。

国民各位におかせられましても、経営者、勤労者、農業者、すべて消費者であるという自覚の上に立って、政府の施策に理解と協力をいただきたいと存じます。賃金問題につきましても、労使ともに国民経済的視野に立ち、良識ある態度でこの問題に対処されんことを望みます。

この際、私は、国民の皆さまとともに喜べる日の一日も早くからんことを期し、新たな決意をもって物価問題と取り組んでまいる所存でございます。(拍手)

その第一歩といたしまして、広く国民的基盤に立ち、物価問題を各面から深く掘り下げて検討するため、先般経済企画庁に物価問題懇談会を設けました。この懇談会はずでにその活動を開始いたしておりますが、ここで得た結論につきましては、臨時物価対策閣僚協議会の議に付しまして、必要な措置は直ちに実行に移してまいる所存でございます。

また、昭和四十一年度の予算におきましては、物価の安定を特に重要な政策目標として、各般の施策を財政面から積極的に推進することといたしております。特に、家計に直接つながります生活必需品につきましては、野菜の集産地の育成と価格安定制度の拡充、鮮魚の冷凍形態の普及、食肉の増産、商品の流通機構の改善など、諸対策の拡充強化をはかることにいたしました。さらに、物価上昇による家計への影響を考慮し、所得税などの大幅減税や社会保障の

充実につきましても十分配慮いたしております。

なお、不況対策と物価問題との関連について見ますと、今日の消費者物価の上昇は経済構造に根ざす面が大きく、財政規模が拡大いたしましたも、低生産性部門や社会資本に多くそれが振り向けられます限り、長期的に見て、消費者物価の安定に寄与するものと考えております。

以上のように、政府は、消費者物価の安定をはかるため、今後あらゆる努力を傾注してまいります。昭和四十一年度は、その上昇を五・五％程度にとどめたいと考えております。

ここで、公共料金の問題につきまして申し述べ、国民各位の御理解と御協力を得たいと存じます。

政府は、このたび、米価、国鉄運賃、私鉄運賃、郵便料金などにつきましても、その値上げを認めることにいたしました。私は、この点につきましても、国民各位が強い関心を示され、家計の立場から政府の措置に不満を示されていることを十分に承知いたしております。政府としても、今回のようにほぼ同じ時期に集中して値上げを行なわざるを得なくなった事態につきましても、反省すべき点があると考えております。

しかし、経済全般の立場から考えた場合、これらの公共料金を据え置くことには、きわめて大きな無理がございます。経済の発展に伴って、これら関係事業がその社会公共の責務を遂行するためには、その施設の整備拡充等が急務であり、他面、政府ができるだけの財政負担を考慮するにいたしました。そこにはおのずから限度

があることは、いまだ申し上げるまでもございません。政府としては、これら各面の事情を慎重に検討し、国民生活に与える影響も十分勘案の上、最低限度の幅に限りて料金の値上げを認めることにした次第でございます。しかし、国鉄運賃、私鉄運賃、郵便料金などにつきましても、経営の合理化に徹し、コスト増加要因を吸収して、今回の値上げに伴ない、今後数年間は値上げをしないで済むよう措置してまいる所存でございます。

経済運営にあたりましては、当面する課題の解決をはかりながらも、常に長期的観点から経済社会のあるべき姿を求め、それを実現する基盤をつくっていくことが肝要でございます。

さきに政府が策定いたしました中期経済計画につきましては、財政の新たな展開、消費者物価の予想を越える上昇など、その後の経済情勢の変転から、その改定が要請されており、近く新しい長期計画の検討に着手することとしておりますが、私は、さしあたり、今後三年程度の経済運営を、次のような考え方に立って行なうてまいる所存でございます。

まず第一に、基本的な問題として、経済発展の姿は、あくまでも、均衡がとれ安定した成長でなければなりません。均衡なき成長は、いたずらに経済社会の各面に混乱とひずみを生じ、かえってその発展を長続きさせないという現実の教訓を十分に生かす必要があるのでございます。

いまだ申し上げるまでもなく、現在、わが国経済は、設備の過剰、農業や中小企業における生産性の立ちおくれ、社会資本の不足

など、各種の不均衡を生じております。私は、今後三年程度の間、わが国経済の課題は、政府民間相協力して、この問題の解決に真剣に取り組んでいくことにあると考えております。

それにつきましても、経営者各位に特に要望いたしたいことは、その経営態度の一そりの健全化であります。すなわち、景気が回復し、経済活動が活発化した後におきましても、過度の競争意識から行き過ぎた設備拡張に走ることは厳に慎み、いたずらに政府にたよることなく、自主的な立場から、秩序ある競争と協調によって、常に適正な操業状態を確保し、生産性の向上につとめていくことが何よりも必要であります。(拍手)同時に、資本構成の是正につとめ、過度の企業間信用を解きほぐすなど、企業体質の根底からの強化に意を用いなければならず、また、国際競争に対処するためにも、経営規模の適正化をはかり、技術の開発に力を注いでいかなければなりません。金融機関におきましても、企業基盤の健全化のため、適正な融資態度を堅持するよう期待するものでございます。

さらに、経済全体の効率を高めるため、農業、中小企業など生産性の低い部門におきましては、設備の近代化はもとより、農業構造の改善や事業の協業化などを積極的に推進していくことが急務であります。その際、中小企業の近代化につきましても、大企業の側におきましても、その経営合理化の一環として、親身になってこれを支援されんことを望みます。(拍手)

政府としては、このような企業体質の強化、産業体制の整備のため、諸般の施策を今後とも強力に実施してまいります。他方、立ち



おくれている住宅、道路などの社会資本につきましては、計画的に、より一その充実をはかってまいらる所存でございます。

今後、財政がわが国経済に果たす役割りは、公債発行という新たな展開と相まちなして、一段と重要なものとなってまいります。すなわち、以上のような財政需要に必ずしも、他面、財政と金融が相互に相補い、積極的かつ弾力的に景気調整機能を働かしていくことが肝要でございます。

このように、経済社会の各分野の均衡をとり、景気の変動を最小限にとどめ、かつ、できるだけ高い成長を確保するという考え方に立って今後の経済運営を行なっていきますならば、この三年程度の間、わが国経済は、おおむね実質七ないし八％程度の成長となることが見込まれます。

第二の問題として、開放経済体制のもと、わが国経済の運営にあたりましては、常に世界経済の動向を見守りつつ、競争と協調を通じ、国際経済社会に貢献してまいらなければならぬのであります。

今日、わが国の国際収支は、世界経済の順調な拡大を背景として、きわめて好調に推移いたしております。しかしながら、今日までのような国際経済の好調がいつまでも続くと期待することは問題であり、また、開発途上国におきます外貨不足や先進諸国における合理化投資の進展などを考え合わせますと、輸出競争は今後ますます激化するものと予想されます。さらに、国際金融の面でも、幾多の問題をはらんでおり、予断を許さない状況にございます。した

がって、今後とも、経済の質的強化をはかって、輸出の振興に一その努力を払わなければなりません。

また、南北問題は、今日世界経済における重要な課題であります。開発途上国の発展がなければ世界全体の平和と繁栄が望めないという認識のもとに、わが国といたしましても、国力に応じて国際経済協力を積極的に推進していくことが必要でございます。

第三の問題として、経済発展の成果が国民生活の向上に結びつくよう、社会開発をより一その積極的に推進してまいらなければなりません。

このため、国民生活の実質的な向上を阻害いたしております消費者物価の問題については、政府各部門のあらゆる対策を傾注いたしまして、今後三年以内に三％台までに落ちつかせたいと考えておるのでございます。(拍手)

また、国民の生活の基盤をなす住宅及び生活環境施設の整備拡充に特に力をいたすとともに、社会保障のより一その充実をはかってまいらなければなりません。

さらに、地域格差を是正し、過密都市の弊害を除去するため、都市及び農村を通じ、地域の特性を生かした地域開発を進めて、恵まれた自然と産業の発展との調和をはかりながら、美しく住みよい国土を築いてまいりたいと考えております。

政府は、以上申し述べましたことにつきまして、これを積極的に実行に移してまいらる考えでございます。(拍手)わが国経済は、今日、ゆれ動く国際政治経済情勢の中にありまして、きびしい試練に

直面しております。われわれは、この事実を直視しながら、戦後の苦難を乗り越った経験をもう一度思い起こしながら、政府民間相協力してこの難局を乗り越え、あすへの躍進と繁栄をかちとりたいと念願をいたすものでございます。(拍手)



法律成立経過

(可)提出原案又は送付案可決、修正議決(委員会欄)修正(本会議欄)修正(とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正議決)承(承認)

法律名	提出		衆議院		参議院		成立年月日	公布年月日	施行年月日	
	院名	議月	委員付託 会名 月日	審査 月日	議決 月日	委員付託 会名 月日				審査 月日
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三〇	内	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二四七号	公布の日 一部は一 四、一七
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三〇	内	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二四八号	公布の日
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	衆	三、三〇	内	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二四九号	公布の日 一部は一 四、一七
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三〇	法	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	公布の日
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、三〇	法	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	公布の日
中小企業信用保険法の一部を改正する法律	衆	三、三〇	商	三、三三、三四	修	三、三四	修	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	公布の日
中小企業信用保険臨時措置法	衆	三、三〇	商	三、三三、三四	修	三、三四	修	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	公布の日

昭和四十年年度の地方交付税の特例等に関する法律	衆	三、三〇	地	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	公布の日
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	衆	三、三〇	大	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	公布の日
石油ガス税法	衆	三、三〇	大	三、三三、三四	修	三、三四	修	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	四、二一 一部は 同年三、一
石油ガス譲与税法	衆	三、三〇	地	三、三三、三四	修	三、三四	修	三、三四	昭四〇、二、二七 法二五〇号	四、二一
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(衆)田中伊三次君外五十一名提出)	衆	三、三三	建	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、一、二三 法一五号	公布の日 から起算 して六月 をこえな い範囲内
繭糸価格安定法の一部を改正する法律	衆	三、三〇	水農	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、一、二三 法三三号	公布の日
日本蚕糸事業団法	衆	三、三〇	水農	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、一、二三 法三三号	公布の日
昭和四十年年度における財政処理の特別措置に関する法律	衆	三、三〇	大	三、三三、三四	可	三、三四	可	三、三四	昭四〇、一、二三 法四号	公布の日
昭和四十年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律	参	一、二七	大	二、二四、二五	可	二、二五	可	二、二五	昭四〇、二、一六 法五号	公布の日



国有鉄道運賃法の一部を改正する法律	衆	二、三三	運	二、三六	二、三九	修	二、三三	修	二、三三	昭四、三、四 法六号	公布の日 の翌日か ら
通行税法の一部を改正する法律	衆	一、七	大	二、三	二、三五	可	三、一	可	三、一	昭四、三、四 法七号	法律第六 号施行の 日
郵便振替貯金法の一部を改正する法律	衆	二、五	通	二、五	三、一〇	可	三、二	可	三、二	昭四、三、五 法八号	四、四、一
郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、一六	通	二、一六	三、一〇	可	三、二	可	三、二	昭四、三、五 法九号	四、四、一
海岸法の一部を改正する法律	衆	二、二	建	二、二	三、九	可	三、一〇	可	三、一〇	昭四、三、六 法一〇号	四、四、一
科学技術庁設置法の一部を改正する法律	衆	二、二	内	二、二	三、一六	可	三、七	可	三、七	昭四、三、〇 法一一号	四、四、一
農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、七	大	二、七	三、八	可	三、一〇	可	三、一〇	昭四、三、〇 法一二号	四、四、一
北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律	衆	二、三	水農	二、三	三、一〇	可	三、二	可	三、二	昭四、三、〇 法一三号	公布の日
日本開発銀行法の一部を改正する法律	衆	二、九	大	二、九	三、二	可	三、七	可	三、七	昭四、三、〇 法一四号	四、四、一
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律(衆・議院運営委員長提出)	衆	三、五	(委員会省略)	三、五	可	可	三、九	可	三、九	昭四、三、三 法一五号	四、四、一

総理府設置法及び青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律	衆	二、二七	内	二、二七	三、一八	可	三、三	可	三、三	昭四、三、三 法一六号	四、四、一
経済企画庁設置法の一部を改正する法律	衆	二、二	内	二、二	三、一七	可	三、一八	可	三、一八	昭四、三、三 法一七号	四、四、一
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	二、一〇	三、一一	可	三、一七	可	三、一七	昭四、三、三 法一八号	四、四、一
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律	衆	二、七	別特	二、七	三、二四	可	三、二五	可	三、二五	昭四、三、三 法一九号	四、四、一
都市開発資金の貸付けに関する法律	衆	二、九	建	二、九	三、一六	可	三、二七	可	三、二七	昭四、三、三 法二〇号	四、四、一
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、三三	文	二、三三	三、一八	可	三、一八	可	三、一八	昭四、三、三 法二一号	四、四、一
国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律	衆	一、三	文	一、三	三、九	可	三、一〇	可	三、一〇	昭四、三、三 法二二号	四、四、一
裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律	衆	二、一八	法	二、一八	三、一六	可	三、一七	可	三、一七	昭四、三、三 法二三号	四、四、一
訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律	衆	二、三三	法	二、三三	三、一六	可	三、一七	可	三、一七	昭四、三、三 法二四号	四、四、一
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、三	商	二、四	三、二	可	三、二七	可	三、二七	昭四、三、三 法二五号	四、四、一 一部は 同年七、一



住宅金融公庫法及び産業労働者住宅金融通法の一部を改正する法律	衆	二、一五	建	二、一五	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三六号	四、四、一
中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律	衆	二、二四	商	二、二四	三、二九	可	三、二九	可	三、二九	可	昭四、三、三	法三七号	四、四、一
中小企業近代化促進法の一部を改正する法律	衆	二、三	商	二、三	三、二九	可	三、二九	可	三、二九	可	昭四、三、三	法三六号	四、四、一
海外移住事業団法の一部を改正する法律	衆	二、三三	外	二、三三	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三九号	四、四、一
踏切道改良促進法の一部を改正する法律	衆	二、三三	運	二、三三	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三〇号	四、四、一
所得税法の一部を改正する法律	衆	一、三	大	二、二五	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一
法人税法の一部を改正する法律	衆	一、三	大	二、二五	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一
相続税法の一部を改正する法律	衆	二、一四	大	二、二五	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一
物品税法の一部を改正する法律	衆	二、一〇	大	三、三	三、二四	可	三、二四	可	三、二四	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一
租税特別措置法の一部を改正する法律	衆	二、三	大	三、三	三、二四	可	三、二四	可	三、二四	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一
関税法等の一部を改正する法律	衆	二、一七	大	三、〇	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一

関稅定率法の一部を改正する法律	衆	二、一五	大	三、〇	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三七号	四、四、一
関稅暫定措置法の一部を改正する法律	衆	二、一五	大	三、〇	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三六号	四、四、一
関稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	衆	三、一	大	三、〇	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法三三号	四、四、一
地方税法の一部を改正する法律	衆	二、二六	地	三、七	三、二四	修	三、二四	修	三、二四	修	昭四、三、三	法四〇号	四、四、一
土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律	参	二、三三	商	三、一	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法四三号	四、四、一
機械類賦払信用保険臨時措置法の一部を改正する法律	衆	二、九	商	二、九	三、一八	可	三、一八	可	三、一八	可	昭四、三、三	法四三号	四、四、一
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律	衆	二、三	商	二、三	三、二九	可	三、二九	可	三、二九	可	昭四、三、三	法四三号	四、四、一
日本住宅公団法の一部を改正する法律	衆	二、一五	建	二、一五	三、三三	可	三、三三	可	三、三三	可	昭四、三、三	法四三号	四、四、一
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法	衆	二、一四	建	二、一七	三、一八	可	三、一八	可	三、一八	可	昭四、三、三	法四三号	四、四、一



漁船損害補償法の一部を改正する法律	衆	二、五	水農	三、五、一〇	可	三、二	可	水農	三、二	昭四、四、五 法四六号	公布の日 から起算して六十日を超えない範囲内は公布の日
文部省設置法の一部を改正する法律	衆	二、二	内	三、三、五	可	三、二九	同(四、五)	内	三、二九	昭四、四、五 法四七号	公布の日 一部は公布の日
国立学校設置法の一部を改正する法律	衆	二、九	文	三、九、三、五	可	三、二九	同(四、五)	文	三、二九	昭四、四、五 法四八号	公布の日
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、三	大	三、三、四、一	修	四、一	同(四、五)	大	四、一	昭四、四、一三 法四九号	公布の日
都市開発資金融通特別会計法	衆	二、九	大	三、九、四、一	修	四、一	同(四、五)	大	四、一	昭四、四、一八 法五〇号	公布の日
国民金融公庫法の一部を改正する法律	衆	三、四	大	三、四、四、一	修	四、五	同(四、五)	大	四、五	昭四、四、一八 法五一号	公布の日
最高裁判所裁判官退職手当特例法	衆	二、八	法	三、二、三、四	可	三、二	同(四、五)	法	三、二	昭四、四、一八 法五二号	公布の日
義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律	衆	二、九	文	三、九、三、八	可	三、八	同(四、五)	文	三、八	昭四、四、一八 法五三号	公布の日
核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律	衆	二、三	別特	三、三、三、七	可	三、八	同(四、五)	別特	三、八	昭四、四、三 法五四号	公布の日

通商産業省設置法の一部を改正する法律	衆	二、三	内	二、三	三、五	同(四、五)	三、二	内	三、二	昭四、四、二五 法五五号	公布の日
外務省設置法の一部を改正する法律	衆	二、二	内	二、二	四、七	修	四、八	内	四、八	昭四、四、二六 法五六号	公布の日
在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正する法律	衆	二、二	内	二、二	四、七	修	四、八	外	四、三	昭四、四、二六 法五七号	公布の日 一部は同日以後に おいて政 令で定め る日
在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、九	内	二、九	四、一	修	四、五	外	四、五	昭四、四、二六 法五八号	公布の日
国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律	衆	二、七	地	二、七	三、三	可	四、一	地	四、一	昭四、四、二六 法五九号	公布の日
地方交付税法の一部を改正する法律	衆	二、七	地	三、二	四、四	修	四、五	地	四、五	昭四、四、二六 法六〇号	公布の日
昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律	衆	二、八	地	三、二	四、四	修	四、五	地	四、五	昭四、四、二六 法六一号	公布の日
交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	衆	二、七	大	二、七	四、一	可	四、三	大	四、三	昭四、四、二六 法六二号	公布の日
健康保険法等の一部を改正する法律	衆	二、三	内	二、三	三、五	可	三、二	内	三、二	昭四、四、二六 法六三号	公布の日 一部は政 令で定め る日



労働組合法の一部を改正する法律	衆	三、三	労社	三、三	三、三、九	可	三、三	可	三、三	昭四、四、三〇	法六四号	公布の日
金銀鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律	衆	三、九	商	三、九	三、九、四、三	可	四、四	可	四、四	昭四、五、二	法六五号	公布の日
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律	衆	三、二	別特	三、三	三、四、四	可	四、五	可	四、五	昭四、五、七	法六六号	公布の日
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律	参	三、三	内	四、三	四、四、六	可	四、六	可	四、六	昭四、五、九	法六七号	四、七、一
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律(衆、農林水産委員長提出)	衆	四、〇	(委員会省略)	四、三	四、三	可	四、三	可	四、三	昭四、五、九	法六八号	公布の日
農業協同組合併助成法の一部を改正する法律(衆、農林水産委員長提出)	衆	四、〇	(委員会省略)	四、三	四、三	可	四、三	可	四、三	昭四、五、九	法六九号	公布の日
農業近代化資金助成法の一部を改正する法律	衆	三、五	水農	三、五	三、五、三、四	可	三、五	可	三、五	昭四、五、三	法七〇号	公布の日
農業信用基金協会法の一部を改正する法律	衆	三、五	水農	三、五	三、五、三、四	可	三、五	可	三、五	昭四、五、三	法七〇号	公布の日
厚生省設置法の一部を改正する法律	衆	三、二	内	三、二	三、三、五	可	三、三	可	三、三	昭四、五、六	法七二号	公布の日
地震保険に関する法律	衆	三、七	大	三、七	三、七、四、三	修	四、六	修	四、六	昭四、五、一八	法七三号	公布の日
地震再保険特別会計法	衆	三、七	大	三、七	三、七、四、三	修	四、六	修	四、六	昭四、五、一八	法七四号	法律七号 施行の日

運輸省設置法の一部を改正する法律	衆	三、二	内	三、二	三、二、四、七	修	四、八	修	四、八	昭四、五、二〇	法七五号	公布の日
失業保険法の一部を改正する法律	衆	三、七	労社	三、七	三、七、四、六	可	四、五	可	四、五	昭四、五、二六	法七六号	公布の日
公職選挙法の一部を改正する法律	衆	三、九	別特	三、九	三、九、四、四	可	四、五	可	四、五	昭四、六、一	法七七号	公布の日
特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律(衆、建設委員長提出)	衆	四、〇	(委員会省略)	四、三	四、三	可	四、三	可	四、三	昭四、六、三	法七九号	公布の日
国民健康保険法の一部を改正する法律	衆	三、三	労社	三、八	三、八、四、七	修	四、六	修	四、六	昭四、六、六	法七九号	公布の日
銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律	参	三、五	地	四、〇	四、〇、五、七	可	五、三	可	五、三	昭四、六、七	法八〇号	公布の日
郵便法の一部を改正する法律	衆	三、二	通	三、七	三、七、四、九	可	四、三	可	四、三	昭四、六、八	法八二号	公布の日
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律	衆	四、二	水農	四、二	四、二、五、六	修	五、七	修	五、七	昭四、六、二	法八三号	公布の日
商法の一部を改正する法律	衆	三、六	法	三、六	三、六、四、三	可	四、二	可	四、二	昭四、六、一四	法八三号	公布の日



港灣運送事業法の一部を改正する法律	衆	三、四	運	三、二四	三、二四	五、七	修	五、三	修	五、三	運	五、三	六、七	可	六、八	昭四一、六、二五	法八四号	四一、〇、一
公認会計士法の一部を改正する法律	衆	二、六	大	三、一八	四、二六	可	四、二六	可	四、二六	可	大	四、二六	五、二六	可	五、二七	昭四一、六、三	法八五号	四一、〇、一
国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律	衆	三、七	内	四、一五	六、七	修	六、七	修	六、七	修	文	六、七	六、二四	可	六、二五	昭四一、六、三	法八六号	公布の日
労働省設置法の一部を改正する法律	衆	四、六	内	四、一六	四、二七	可	四、一六	可	四、一六	可	内	四、一六	六、一八	可	六、一八	昭四一、六、七	法八七号	公布の日
国立劇場法	衆	二、四	文	二、二四	四、二五	修	四、二五	修	四、二五	修	文	四、二五	六、三	可	六、三	昭四一、六、七	法八八号	公布の日
内閣法の一部を改正する法律	衆	二、六	内	三、一七	六、二五	修	六、二五	修	六、二五	修	内	六、二五	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、二八	法八九号	公布の日
自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律	衆	三、四	運	三、四	五、二四	修	五、二四	修	五、二四	修	運	五、二四	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、二九	法九〇号	公布の日
風俗営業等取締法の一部を改正する法律(衆、地方行政委員長提出)	衆	六、三	(委員会省略)	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	地	六、三	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法九一号	四一、七、一
国民年金法の一部を改正する法律	衆	二、九	労社	三、一四	五、二〇	修	五、二〇	修	五、二〇	修	労社	五、二〇	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法九二号	公布の日
借地法等の一部を改正する法律	衆	三、〇	法	三、三〇	五、一〇	可	五、一〇	可	五、一〇	可	法	五、一〇	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法九三号	公布の日

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律	衆	三、一六	商	三、一六	四、二〇	可	四、二〇	可	四、二〇	可	商	四、二〇	五、三	可	六、一	昭四一、六、三〇	法九四号	公布の日
産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律	衆	二、二	別特	三、三	六、八	可	六、九	可	六、九	可	別特	六、九	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法九五号	公布の日
産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律	衆	二、二	別特	三、三	四、二六	可	四、二六	可	四、二六	可	別特	四、二六	六、二五	可	六、二五	昭四一、六、三〇	法九六号	公布の日
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	衆	四、一六	商	四、一六	五、二六	修	五、二七	修	五、二七	修	商	五、二七	六、二五	可	六、二五	昭四一、六、三〇	法九七号	公布の日
審議会等の整理に関する法律	衆	五、三	内	五、三	六、一七	可	六、二五	可	六、二五	可	内	六、二五	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法九八号	四一、七、一
行政相談委員会	参	四、一六	内	五、二七	六、一七	可	六、二五	可	六、二五	可	内	四、一六	五、二六	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法九九号	四一、七、一
住宅建設計画法	衆	三、九	建	三、二四	五、二五	可	五、二六	可	五、二六	可	建	五、二六	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法一〇〇号	公布の日
首都圏近郊緑地保全法	参	四、五	建	六、八	六、二七	可	六、二七	可	六、二七	可	建	四、五	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法一〇一号	公布の日
中部圏開発整備法(衆、増田甲子七君外八十五名提出)	衆	五、六	建	五、七	五、二五	可	五、二六	可	五、二六	可	建	五、二六	六、二二	可	六、三	昭四一、六、三〇	法一〇二号	公布の日
野菜生産出荷安定法	衆	三、二	水農	四、一九	六、一〇	可	六、二二	可	六、二二	可	水農	六、二二	六、二七	可	六、二七	昭四一、六、三〇	法一〇三号	公布の日



果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律	衆	三、二六	水農	三、二六	六、一	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四一、七、一 法二〇四号	公布の日
日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律	衆	三、二三	商	四、二六	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	昭四一、七、一 法二〇五号	公布の日
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律	衆	五、二	通	五、二	六、六	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四一、七、一 法二〇六号	公布の日
国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律	衆	三、二三	建	三、二九	四、三〇	可	四、三	可	四、三	可	四、三	昭四一、七、一 法二〇七号	公布の日
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律	衆	二、三五	労社	二、三五	六、三	修	六、三	修	六、三	修	六、三	昭四一、七、一 法二〇八号	公布の日
戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法	衆	二、二五	労社	二、二五	六、三	修	六、三	修	六、三	修	六、三	昭四一、七、一 法二〇九号	公布の日
流通業務市街地整備に関する法律	参	五、一八	建	六、二五	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四一、七、一 法二一〇号	公布の日
執行官法	衆	四、二六	法	四、二六	六、九	可	六、九	可	六、九	可	六、九	昭四一、七、一 法二二一号	公布の日
計量法の一部を改正する法律	参	三、二九	商	四、二六	六、三	可	六、三	可	六、三	可	六、三	昭四一、七、一 法二二二号	公布の日

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律	衆	四、二	文	四、二	五、二七	修	五、三	修	五、三	修	五、三	昭四一、七、二 法二二三号	四、一〇、一
首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律	衆	三、三〇	地	三、三〇	四、三	可	四、三	可	四、三	可	四、三	昭四一、七、二 法二二四号	公布の日
製菓衛生師法（衆、社会労働委員長提出）	衆	六、三	(委員会省略)				六、二四	可	六、二四	可	六、二四	昭四一、七、四 法二二五号	公布の日
駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律（衆、伊能繁次郎君外二十九名提出）	衆	六、三	内	六、二四	六、二四	可	六、二四	可	六、二四	可	六、二四	昭四一、七、四 法二二六号	公布の日
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律	参	四、三	大	六、八	六、二四	可	六、二五	可	六、二五	可	六、二五	昭四一、七、四 法二二七号	協定の効力発生の日
道路交通事業抵当法の一部を改正する法律	参	三、八	運	四、二六	六、二七	可	六、二五	可	六、二五	可	六、二五	昭四一、七、四 法二二八号	公布の日



小型船造船業法	衆	三、三	運	三、三	六、八	可	六、九	可	六、九	可	運	六、九	六、五	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、四 法二九号	公布の日 から起算 して三月 を経過し た日
地方公営企業法の一部を改正する法律	衆	三、四	地	四、三	六、三	修	六、三	修	六、三	修	地	六、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、五 法二〇号	
恩給法等の一部を改正する法律	衆	二、八	内	二、八	四、六	可	四、六	可	四、六	可	内	四、六	六、五	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、八 法三三号	四、一〇、一 一部は 四、一、一
昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律	衆	二、八	大	二、八	六、七	修	六、七	修	六、七	修	内	六、七	六、五	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、八 法三三号	四、一〇、一 一部は 四、一、一
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律	参	三、九	地	六、一	六、四	可	六、四	可	六、四	可	地	三、九	五、三	修	六、一	修	六、二	修	六、二	昭四、七、八 法三三号	公布の日
昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改正に関する法律等の一部を改正する法律	衆	三、三	大	三、三	六、七	修	六、七	修	六、七	修	内	六、七	六、五	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、八 法三四号	四、一〇、一 一部は 四、一、一
農業災害補償法の一部を改正する法律	衆	四、〇	水農	四、〇	六、三	可	六、三	可	六、三	可	水農	六、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、九 法三五号	四、四、一
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	衆	三、〇	水農	三、三	六、三	修	六、三	修	六、三	修	水農	六、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、九 法三六号	公布の日

児童扶養手当法の一部を改正する法律	衆	二、六	大	三、〇	五、三	可	五、三	可	五、三	可	労社	五、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、五 法三七号	公布の日 一部は 四、一、一
重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律	衆	二、六	大	三、〇	五、三	修	五、三	修	五、三	修	労社	五、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、五 法三六号	公布の日 一部は 四、一、一
工業標準化法の一部を改正する法律	参	二、八	商	三、〇	六、三	可	六、四	可	六、四	可	商	二、八	三、四	可	三、三	可	六、二	可	六、二	昭四、七、五 法三九号	公布の日 から起算 して三十 日を経過 した日
畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律	参	三、五	水農	五、七	六、五	可	六、五	可	六、五	可	水農	三、五	五、六	可	五、七	可	六、二	可	六、二	昭四、七、六 法三〇号	公布の日
こどもの国協会法	参	三、五	労社	四、三	六、三	可	六、四	可	六、四	可	労社	三、五	四、三	可	四、三	可	六、二	可	六、二	昭四、七、二〇 法三三号	公布の日
雇用対策法	衆	三、〇	労社	四、三	六、三	修	六、三	修	六、三	修	労社	六、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、三 法三三号	公布の日 一部は公 布の日か ら起算し て六月を 経過した 日
日本勤労者住宅協会法(衆、井原岸高君外三十名提出)	衆	六、九	建	六、九	六、一〇	可	六、三	可	六、三	可	建	六、三	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、五 法三三号	公布の日
性病予防法の一部を改正する法律	衆	二、六	労社	二、六	六、三	可	六、四	可	六、四	可	労社	六、四	六、七	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、六 法三四号	公布の日 一部は 四、一〇、一
防衛施設周辺の整備等に関する法律	衆	三、三	内	四、五	五、三	可	五、七	可	五、七	可	内	五、七	六、五	可	六、七	可	六、七	可	六、七	昭四、七、六 法三五号	公布の日



農産物価格安定法の一部を改正する法律(衆、農林水産委員長提出)	千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の延長に関する議定書	関税率表における物品の分類の目的及び千九百五十二年条約及び千九百五十年十二月十五日ブラッセルで署名された関税率表における物品の分類の改正に関する議定書	航空業務に関する日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の協定の締結について承認を求め	第三次国際不協定の締結について承認を求め	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求め
衆	衆	衆	衆	衆	参
六、四	二、二	三、二	三、五	三、五	四、三
(委員会省略)	外	外	外	外	外
	二、二	三、二	三、五	三、五	六、一
	三、三	四、三	四、三	四、三	六、三
	承	承	承	承	承
六、五	三、一	四、二	四、二	四、二	六、三
可	承	承	承	承	承
水農	外	外	外	外	外
六、五	三、一	四、二	四、二	四、二	四、三
六、七	三、二	五、三	五、三	五、三	五、三
可	承	承	承	承	承
六、七	三、三	五、三	五、三	五、三	六、一
可	承	承	承	承	承
六、七	三、〇	五、三	五、三	五、二	六、三
昭四、七、三六	昭四、四、三五				
法三六号	条一五号				
公布の日	四、四、二五				
		昭四、七、二六 条二五号			
		四、一〇、一			

附 録



◎召集及び会期

一、召集 昭和四十年十一月二十九日付官報号外をもって、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び第五十二条並びに国会法第一条及び第二条によって、昭和四十年十二月二十日に、国会の常会を東京に召集する。

御名御璽

昭和四十年十一月二十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

二、会期

昭和四十年十二月二十日から  
昭和四十一年五月十八日まで

百五十日間

会期延長

五月十九日から六月二十七日まで 四十日間

◎委員会及び委員長名

一、常任委員会

議院名		委員名	
衆議院	参議院	衆議院	参議院
議院運営	坪川信三君(自)	田中茂穂君(自)	
内閣	塚原俊郎君(自)	柴田榮君(自)	
地方行政	河本敏夫君(自)	熊谷太三郎君(自)	
	木村武雄君(自)	熊谷太三郎君(自)	
	中馬辰猪君(自)	林田正治君(自)	
	岡崎英城君(自)	岸田幸雄君(自)	
法務	濱田幸雄君(自)	和泉覚君(公)	
	大久保武雄君(自)		
外務	高瀬傳君(自)	木内四郎君(自)	
	吉田重延君(自)	西田信一君(自)	
蔵務	三池信君(自)	徳永正利君(自)	







不成立法律案審議經過

法案名	提出日	衆議院		參議院		備考
		委員付託月日	審議了日	委員付託月日	審議了日	
○衆議院議員提出 日本国有鉄道整備緊急措置法案（久保三郎君外七名提出）	三、三	運	三、三（審査未了）			
昭和四十年度の地方交付税の総額等の特例に関する法律案（安井吉典君外八名提出）	三、三	地	三、三（審査未了）			
地方財政法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）	三、七	地	三、六			衆、継続審査
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（川村継義君外八名提出）	三、七	地	三、六			衆、継続審査
国家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案（有馬輝武君外十二名提出）	三、七	大	三、六			衆、継続審査
倒産関連中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案（栗山礼行君外一名提出）	三、三	商	三、四（審査未了）			

公害対策基本法案（吉川兼光君外一名提出）	衆	三、四	別特	三、五			衆、継続審査
駐留軍労働者の雇用の安定に関する法律案（中村高一君外十三名提出）	衆	三、四	労社	三、五（審査未了）			
国有林労働者の雇用の安定に関する法律案（吉村吉雄君外十二名提出）	衆	三、四	労社	三、五（審査未了）			
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（湯山勇君外十三名提出）	衆	三、四	水農	三、五（三、六撤回）			
中高齢者雇用促進法案（吉川兼光君外一名提出）	衆	三、六	労社	三、七			衆、継続審査
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案（湯山勇君外十三名提出）	衆	三、六	水農	三、六（審査未了）			
公害対策基本法案（中井徳次郎君外十二名提出）	衆	三、七	別特	三、八			衆、継続審査
公立高等学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（川崎寛治君外九名提出）	衆	三、三	文	三、三（審査未了）			
消費者基本法案（春日一幸君外一名提出）	衆	三、三	別特	三、四			衆、継続審査
最低賃金法の一部を改正する法律案（吉川兼光君外一名提出）	衆	三、五	労社	三、六			衆、継続審査



電氣事業及び石炭鉄業における争議行為の方法の規制に関する法律を廃止する法律案(吉川兼光君外一名提出)	衆	二、二六	勞社	二、二八					衆、継続審査
会社更生法の一部を改正する法律案(田中武夫君外二十名提出)	衆	三、八	法	三、九					衆、継続審査
中小企業省設置法案(中村重光君外十名提出)	衆	三、八	内	三、一〇	(審査未了)				
中小企業者の事業分野の確保に関する法律案(加賀田進君外十八名提出)	衆	三、八	商	三、一〇	(審査未了)				
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(板川正吾君外十八名提出)	衆	三、八	商	三、一〇	(審査未了)				
中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出)	衆	三、八	商	三、一〇	(審査未了)				
都市鉄道整備促進法案(野間千代三君外十七名提出)	衆	三、一〇	運	三、一二					衆、継続審査
踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案(久保三郎君外八名提出)	衆	三、一〇	運	三、一二	(審査未了)				
郵便局舎等整備促進法案(森本靖君外九名提出)	衆	三、一五	通	三、一六	(審査未了)				
最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)	衆	三、一八	勞社	四、一四					衆、継続審査

労働基準法の一部を改正する法律案(横路節雄君外十四名提出)	衆	三、一八	勞社	四、一三					衆、継続審査
学校給食の用に供する牛乳の供給等に関する特別措置法案(湯山勇君外二十二名提出)	衆	四、四	農 水	四、五	(審査未了)				
学校給食法の一部を改正する法律案(二宮武夫君外二十二名提出)	衆	四、五	文	四、六					衆、継続審査
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(長谷川正三君外九名提出)	衆	四、六	文	四、七	(審査未了)				
家内労働法案(横路節雄君外十五名提出)	衆	四、一四	勞社	四、一四					衆、継続審査
官公需の中小企業者に対する発注の確保に関する法律案(麻生良方君外一名提出)	衆	四、一九	商	四、二〇	(審査未了)				
地方公営企業法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)	衆	四、三三	地	四、三六	(審査未了)				
地方公営企業財政再建促進特別措置法案(安井吉典君外九名提出)	衆	四、三三	地	四、三六	(審査未了)				
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(安井吉典君外九名提出)	衆	四、三三	地	四、三六					衆、継続審査
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(高橋重信君外九名提出)	衆	四、二六	文	四、三〇	(審査未了)				











アジア開發銀行への加盟に伴う措置に 関する法律案	衆	二、八	大	二、八、三	可	六、三	可	大	六、三	参、 継続審査
電波法の一部を改正する法律案	衆	三、一五	通	四、一	(審査未了)					
放送法の一部を改正する法律案	衆	三、一五	通	四、一	(審査未了)					
診療エックス線技師法の一部を改正す る法律案	参	三、二三						労社	三、三	参、 継続審査
特許法の一部を改正する法律案	衆	三、二六	商	四、一				商	四、三	衆、 継続審査
実用新案法の一部を改正する法律案	衆	三、二六	商	四、一				商	四、三	衆、 継続審査
教育職員免許法等の一部を改正する法 律案	衆	四、八	文	四、二六、二七	可	(審査 未了)				
土地収用法の一部を改正する法律案	衆	四、二〇	建	五、一〇、六、八	修	六、九	修	建	六、九	参、 継続審査
都道府県合併特例法案	衆	四、二五	地	六、二						衆、 継続審査
臨時医療保険審議会法案	衆	四、二六	労社	五、三	(審査未了)					
租税特別措置法及び所得税法の一部を 改正する法律案	衆	四、二六	大	五、一〇、六、二四	修	六、二五	修	大	六、二五	参、 継続審査
土地収用法の一部を改正する法律施行 法案	衆	五、二	建	五、一〇、六、八	可	六、九	可	建	六、九	参、 継続審査
内航海運業法の一部を改正する法律案	衆	五、二	運	五、三、六、一七	可	六、二五	可	運	六、二五	参、 継続審査
審議会等の整理に関する法律案	参	五、二三						内	五、二三	(五、二八撤回)

○条約

アジア開發銀行を設立する協定の締結  
について承認を求めるの件

衆	二、一七	外	二、一七、二七	承	五、三	承	外	五、三
---	------	---	---------	---	-----	---	---	-----

参、  
継続審査







会 期 (昭和四十一年七月十一日から  
昭和四十一年七月三十日まで)

# 第五十二回国会制定法審議要録

参議院法制局



## 凡例

- 一、本書は、第五十二回国会(臨時会)において成立した法律及び承認された条約の立法趣旨を紹介し、その審議の状況を明らかにするため提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の所信演説、第五十二回国会会期調、委員会及び委員長一覽表、不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。
- 二、提案理由及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま転載したものである。



凡例

三、成立した法律は内閣提案のものである。

二

目次

- 法律第一三七号 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律(昭四一・七・二九公布)……………一
- 法律第一三八号 アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭四一・八・二四公布)……………五
- 条約第四号 アジア開発銀行を設立する協定(昭四一・八・二四公布)……………八
- 内閣総理大臣の所信に関する演説(昭四一・七・一二)……………二

目次

一



## ◎外国為替資金特別会計法の一部を改正

する法律 (昭四一・七・二九法一三七)

### 一、提案理由(第五十一回国会 三月十六日)

○福田(赧)国務大臣 ただいま議題となりました外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

本法律案は、アジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源その他一般会計の歳出の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとし、あわせて先般発効した財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づく対韓国清算勘定残高の処理に伴う外国為替資金の減額整理に関しまして、所要の規定を設けることとするものであります。

すなわち、第一はアジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源に充てるための外国為替資金の一般会計への繰り入れであります。昨年十二月四日マニラにおいて調印されましたアジア開発銀行を設立する協定に基づいてアジア開発銀行が設立されることになりましたが、同銀行の授權資本総額は十億ドル、日本の出資額は二億ドルであり、うち払い込み資本額は一億ドル、その二分の一が現金による出資、残りの二分の一が国債による出資となっております。現金に

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

よる出資五千万ドル、すなわち邦貨に換算して百八十億円は、昭和四十一年度から五カ年間に毎年度三十六億円ずつ分割して行なわれることになっております。この出資の財源に充てるため、昭和四十一年度から昭和四十五年度までの五カ年間に於いて外国為替資金から総額百八十億円を限り、一般会計へ繰り入れることができることとしたしております。

第二に、昭和四十一年度における一般会計の財源事情を勘案いたしまして、約百七億円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとしたしております。この金額は、いわゆるインベントリーの残額から、アジア開発銀行の出資財源に充てられる分及び次に述べます対韓国清算勘定残高に相当する分を差し引いたものでございます。

最後に、先般発効いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書において、韓国の要請があるときは、清算勘定残高にかかわる債権の賦払い金について韓国からの支払い並びにわが国からの生産物及び役務の供与が同時に行なわれたものとみなすという処理を定めているのでございますが、これは当該債権について現実の支払いがないにもかかわらず、その支払いがあったものとみなされるわけでございます。これにより外国為替資金に生ずる損失を同資金の額から減額して整理することとしたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。



す。

## 二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十三日)

○三池信君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。初めに、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容を概略申し上げますと、

まず第一に、アジア開発銀行に対する出資の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計への繰り入れを規定いたしております。日本の出資額二億ドルのうち、払い込み資本額は一億ドルで、その二分の一が現金による出資、残りの二分の一が国債による出資となっており、現金による出資五千万ドル、すなわち邦貨に換算して百八十億円は、昭和四十一年度から五カ年間に、毎年度五十六億円ずつ分割して行なわれることになっております。この出資の財源に充てるため、外国為替資金から総額百八十億円を限り一般会計へ繰り入れることができることとしております。

第二は、昭和四十一年度の一般会計の歳出財源に充てるため、百六億九千二百万円を限り、外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとしております。

第三に、先般発効いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づきまして、韓国の要請により、日本国と同国との間の清算勘

定の残高約四千六百万ドル、邦貨換算約百六十五億円にかかる債権の賦払い金について、その支払いが行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、同資金の額から減額して整理することとしております。

次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、アジア開発銀行を設立する協定に基づきまして、わが国がアジア開発銀行に加盟するに伴い必要となる各般の措置を規定するものでありまして、その内容を概略申し上げますと、

まず第一に、協定によりわが国が出資すべきものとされている二億ドルの範囲内において、政府は、この銀行に対して本邦通貨により出資することができることとしております。

第二に、政府は、銀行に対して出資する本邦通貨の一部を国債をもって出資することができることとし、政府にこの国債の発行権限を与えるとともに、当該国債の発行条件並びにその償還方法等に関する必要な事項を定めております。

第三に、銀行が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することとしております。

以上両法律案につきましては、去る二十一日質疑を終了いたしました。昨二十二日、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に対して西岡武夫君外二十三名より修正案が提出されました。修正の要旨は、施行期日が「昭和四十一年四月一日」となっておりますのを「公布の日」に改めようとするものであります。

次いで討論を行ないましたところ、藤田高敏委員は日本社会党を代表して両案に対して反対の意見を述べられ、永末英一委員は民社党を代表して賛成の意見を述べられました。

続いて採決いたしましたところ、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に対する修正案及び修正部分を除く原案並びにアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案はいずれも起立多数をもって可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院大蔵委員長報告(第五十二回国会)

(七月二十一日)

(アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭四一―法一三八)の委員長報告を一括して掲載)

## 四、衆議院大蔵委員長報告(七月二十六日)

○三池信君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。初めに、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案の内容を概略申し上げますと、

まず第一に、アジア開発銀行に対する出資の財源に充てるため、外国為替資金から一般会計への繰り入れを規定いたしております。日本の出資額二億ドルのうち、払い込み資本額は一億ドルで、その二分の一が現金による出資、残りの二分の一が国債による出資となつて

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

おりますが、現金による出資五千万ドル、すなわち、邦貨に換算して百八十億円は、昭和四十一年度から五カ年間に毎年度三十六億円ずつ分割して行なわれることとなっております。この出資の財源に充てるため、外国為替資金から総額百八十億円を限り一般会計へ繰り入れることができることとしております。

第二は、昭和四十一年度の一般会計の歳出財源に充てるため、百六億九千二百万円を限り外国為替資金から一般会計に繰り入れることができることとしております。

第三は、先般発効いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書に基づきまして、韓国の要請により、日本国と同国との間の清算勘定の残高約四千六百万ドル、邦貨換算約百六十五億円にかかる債権の賦払い金について、その支払いが行なわれたものとみなされることにより外国為替資金に生ずる損失は、同資金の額から減額して整理することとしております。

次に、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、アジア開発銀行を設立する協定に基づきまして、わが国がアジア開発銀行に加盟するに伴い必要となる各般の措置を規定するものでありまして、その内容を概略申し上げますと、

まず第一に、協定によりわが国が出資すべきものとされている二億ドルの範囲内において、政府は、この銀行に対して、本邦通貨により出資することができることとしております。



外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律

第二に、政府は、銀行に対して出資する本邦通貨の一部を国債をもって出資することができることとし、政府にこの国債の発行権限を与えるとともに、当該国債の発行条件並びにその償還方法等に関して必要な事項を定めておきます。

第三に、銀行が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することといたしております。

以上両法律案につきましては、さきの第五十一回国会において本院で議決の後、参議院で継続審査となり、今国会におきましては、去る七月二十一日、参議院で議決の後、本院に送付されたものでありまして、当大蔵委員会においては、慎重審議の後、昨二十五日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、有馬輝武君は日本社会党を代表して両案に反対の旨を述べられ、永末英一君は民社党を代表して両案に賛成の旨を述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、両案は多数をもって原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎アジア開発銀行への加盟に伴う措置に  
関する法律 (昭四一・八・二四法一三八)

一、提案理由(第五十一回国会)  
(二月二十二日)

○藤井(勝)政府委員 たいいま議題となりましたアジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案外二法律案について、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

アジア開発銀行は、東は日本から西はイランまで、北はモンゴルから南はニュージーランドに至るアジア及び極東地域の経済開発と経済協力を一そう促進するために、エカフェを中心として、ここ数年來設立準備が進められてきた地域開発銀行でありまして、昨年十二月アジア開銀に関する全権代表者会議において、同銀行を設立する協定が正式に採択され、本年一月末までに、域外国十二カ国を含む三十一カ国による参加の署名を得ているのであります。現在この種の地域開発銀行としましては、中南米に米州開発銀行、アフリカにアフリカ開発銀行の二つの機関が存在しておりますが、これらの銀行と異なるアジア開発銀行の特色は、広く域外先進国の参加を認めて、開発資金の地域内への一そうの流入をはかるとともに、出資額の六〇%以上を域内国が持つこと等によって銀行のアジア的性格の確保をはかっていることであります。

政府といたしましては、かねてからアジア及び極東地域の経済開

アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

発の促進に協力してきたところでありますが、さきにアジア開発銀行の設立構想が発表されて以来、これに積極的に参画し、域内最大の出資額である二億ドルの出資をもって同銀行に加盟するとの方針のもとに、アジア開発銀行を設立する協定に署名した次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。この法律案は、別途国会の御承認をお願いしておりますアジア開発銀行を設立する協定に基づきまして、わが国がアジア開発銀行に加盟するに伴い必要となる各般の措置を規定するものであります。まず、協定によりわが国が出資すべきものとされている二億ドルの範囲内において、政府は、この銀行に対して本邦通貨により出資することができることといたしております。協定では、応募額中の払い込み資本部分の払い込みについては、その半金をまたは交換可能通貨で、他の半分を自国通貨で行なうこととされておりますが、すでにIMF八条国に移行しましたわが国といたしましては、アジア開発銀行に対する出資円にも当然交換可能性を付与することを予定しておりますので、単に本邦通貨により出資することができることと規定した次第であります。

また、協定によりますと、払い込み資本のうち各国が自国通貨で払い込むべき金額につきましては、国債の交付をもって当該通貨による払い込みにかえることが認められておりますので、この国債の発行権限を政府に付与するとともに、その償還方法等に関して必要な事項を定めております。なお、銀行が保有する本邦通貨その他の



アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

資産の寄託所として、日本銀行を指定することとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び概要であります。アジア開発銀行を設立する協定は、域内十カ国以上を含む十五カ国以上の批准書の寄託があり、かつ、これらの国の出資額の合計が六億五千万ドル以上となった場合に発効することとなり、第一回の払い込みは、原則としてこの効力発生後三十日以内とされており、本銀行設立計画に積極的に協力してまいりましたわが国としましては、できるだけすみやかに協定を批准するとともに、加盟に伴う国内手続を終える必要があると考えております。

以上が、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(六月二十三日)

(外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律(昭四一―法一三七)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(第七十二回国会)

(七月二十一日)

○徳永正利君 ただいま議題となりました二法案の、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、「アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案」は、

わが国のアジア開発銀行への加盟に伴い、同銀行に対する出資の額及びその方法等について、所要の立法措置を講じようとするものであり、また、「外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案」は、アジア開発銀行への加盟に伴う出資の財源及び昭和四十一年度一般会計の歳出財源に充当するため、外国為替資金から一般会計に繰り入れをすることができるとするほか、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二議定書」に基づき、大韓民国から清算勘定の残高にかかる賦払い金の処理につき要請があった場合に、外国為替資金に生ずる損失は、同資金の金額から減額して整理するものとしようとするものであります。

両法案は前国会で継続審査となったものでありまして、委員会におきましては、両法案を一括審査しましたところ、前国会並びに今国会を通じ、アジア開発銀行創設の政治・経済的背景、同銀行の業務内容、外国為替資金特別会計の今後の運営、わが国の低開発国援助政策等について熱心な質疑がありました。詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、両法案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して柴谷委員より、両法案に反対の意見が、自由民主党を代表して青柳委員より、両法案に賛成の意見が、公明党を代表して中尾委員より、アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案に賛成、外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案に反対の意見が、さらに民主社会党を代表して片山委員より、両法案に

賛成の意見が、また、日本共産党を代表して須藤委員より、両法案に反対の意見が、それぞれの理由を付して述べられました。

討論を終わり、二法案についてそれぞれ採決の結果、両法案とも、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

四、衆議院大蔵委員長報告(七月二十六日)

(外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律(昭四一―法一三七)の委員長報告と一括して掲載)



### ◎アジア開発銀行を設立する協定

(昭四一・八・二四条四)

#### 一、提案理由(第五十二回国会)

(四月二十日)

○権名国務大臣 たいだいま議題となりましたアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めめるの件につきまして提案理由を御説明いたします。

この協定は、アジア及び極東の地域における経済成長及び経済協力を助長し、域内低開発諸国の経済開発の促進に寄与するためにアジア開発銀行を設立することを目的とするもので、昨年十二月四日、マニラで開催された銀行設立全権代表会議において採択されたものであります。

この協定は、銀行の当初の授權資本を十億ドルと定めるとともに、銀行の業務の詳細、総裁、総務会及び理事会等からなる銀行の組織、銀行に対する特権、免除等について規定しております。そして、少なくとも十のエカフェ域内国を含み、かつ、授權資本の六五%以上を代表する十五の署名国が批准書または受諾書を寄託したときに効力を生ずることとなっております。

アジアに位置し、かつ、エカフェ域内各国と緊密な協力関係にあるわが国といしましては、この銀行の活動を通じてアジア地域における経済協力に積極的に貢献し、もってアジア諸国とのきずなを

より強固なものにしてゆくためこの協定に参加することがきわめて望ましいとの見地に立ち、この銀行に対し二億ドルを出資することを予定している次第であります。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求めめる次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

#### 二、衆議院外務委員長報告(五月三十一日)

○高瀬傳君 たいだいま議題となりましたアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めめるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

アジア諸国の間には、かねてよりアジア地域の経済開発を促進するための金融機関を設立する要望がありました。一九六三年に開催されたエカフェ閣僚会議においてアジア開発銀行を設立する計画が具体化されて以来、協定案の作成について交渉が進められ、昨年十一月マニラにおいて開催されたエカフェ域内国の閣僚会議において協定案が採択され、引き続き同年十二月に開催された域外の関係国をも含めた全権会議において同一の協定案が採択されたのであります。わが国は十二月四日に本協定に署名いたしました。

本協定は、アジア及び極東地域の経済成長及び経済協力を助長し、域内の開発途上にある加盟国の経済開発の促進に寄与する目的をもってアジア開発銀行を設立すること、加盟国は、エカフェの加盟国及び準加盟国、国連またはその専門機関に加盟しているその

他の域内国並びに域外先進国とすること、銀行の授權資本は十億ドルとすること、及び銀行の業務の区分、銀行の組織及び運営の方法、銀行の免除及び特権等について規定しております。

本件は、二月十七日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承願います。

かくて、五月二十七日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して帆足計委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

#### 三、参議院外務委員長報告(第五十二回国会)

(七月十八日)

○木内四郎君 たいだいま議題となりましたアジア開発銀行設立協定につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

アジア及び極東の地域にある低開発諸国の経済開発に寄与するため、基本的にアジアの性格を有する国際銀行を設立しようとする構想は、かねてより、エカフェ、すなわち国連アジア極東経済委員会において検討されてまいりましたが、昨年十二月、マニラにおいて開かれた銀行設立全権代表会議において、本協定が署名されるに至ったのであります。

アジア開発銀行を設立する協定

この協定は、エカフェ域内の低開発国に対する融資、技術援助の供与等を主要任務とするアジア開発銀行の設立を定めるとともに、

銀行の加盟国には、域内国のほかに域外先進国をも加え、その授權資本は十億ドルとすること、銀行の通常の融資は、返済能力等を考慮し、健全な経営原則に基づくものとするが、通常の業務のほか、先進国の信託基金等によって特別業務も行なうこと、銀行の本店はマニラに置き、その最高機関として全加盟国の代表より成る総務会を設けるほか、執行機関たる理事会及び総裁その他の役員を置くこと、表決にあたって、加盟国は、各国に均等に配分される基本票と、出資額に応じた比例票を有すること、等を定めたものであります。なお、わが国は二億ドルの出資を約束し、米國と並んで最大の出資国となることとが予定されているのであります。

本協定は、第五十一回国会中、二月十七日衆議院に提出され、衆議院より五月三十一日送付されましたが、本院においては継続審査となつたものであります。

委員会におきましては、前国会及び今国会を通じまして慎重審議を行ない、佐藤総理大臣に対し、アジア情勢全般の問題についてただしたほか、権名外務大臣、福田大蔵大臣、坂田農林大臣、三木通産大臣、藤山経済企画庁長官に対し、わが国の「低開発国援助の目的、援助の実績と将来の見通し、援助体制の整備強化、ことに対外経済協力審議会の改組活用の問題、この銀行を通ずる援助と二国間援助との関連、ジョンソン米國大統領の東南アジア開発構想とこの銀行との関係、東南アジア農業開発基金構想とこの銀行との関連、



アジア開発銀行を設立する協定

ソ連等不参加国の参加の可能性と、これに対するわが国の働きかけの問題」等につき、熱心な質疑応答が行なわれましたが、詳細は会議録で御承知願いたいと思います。

七月十六日、質疑を終え、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して羽生委員より、「日本社会党としては、原則的に低開発国援助に賛成であり、政治体制のいかんを問わず援助すべきだと考へるが、本協定は、何らかの形でベトナム戦争に利用されないという保障がなく、また自由陣営が中心であつて、ソ連、フランス及び域内中立主義国の一部が加わつていない等の理由から、遺憾ながら反対せざるを得ない」旨の意見が述べられました。

次いで採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

四、衆議院外務委員長報告(七月二十二日)

○高瀬傳君 たいま議題となりましたアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

アジア諸国の間には、かねてよりアジア地域の経済開発を促進するための金融機関を設立する要望がありました。一九六三年に開催されたエカフエ閣僚会議において、アジア開発銀行を設立する計画が具体化されて以来、協定案について交渉が進められ、昨年十一月、マニラで開催されたエカフエ域内閣僚会議で協定案が採択

され、引き続き同年十二月に開催された域外の関係国をも含めた全権会議において、同一の協定案が採択されまして、わが国は同年十二月四日に本協定に署名いたしました。

本協定は、第五十一回通常国会に提出され、本院の承認を受けたのでありますが、参議院において継続審議となったものであります。その内容は、アジア及び極東地域の経済成長及び経済協力を助長し、地域内にある開発途上にある加盟国の経済開発の促進に寄与する目的をもって、アジア開発銀行を設立すること、加盟国は、エカフエの加盟国及び準加盟国、国連またはその専門機関に加盟しているその他の域内国並びに域外先進国とすること、銀行の授権資本は十億ドルとすること、及び銀行の業務の区分、銀行の組織及び運営の方法、銀行がその目的を達成し、その任務を遂行することができるようにするための免除及び特権等について規定しております。

本件は、参議院において承認され、七月十八日外務委員会に付託されましたので、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、七月二十二日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して穂積委員より反対の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、多数をもってこれを承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○内閣総理大臣の所信に関する演説

(昭和四十一年七月十二日)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 臨時国会が開かれるにあたりまして、最近におけるわが国内外の若干の問題について、所信を明らかにいたしたいと存じます。

最近におけるわが国経済は、不況を脱却し、上昇の機運に向かつております。引き続き輸出の好調に加え、在庫投資、消費需要は持ち直しつつあり、生産、出荷等の産業活動も着実に回復してまいりました。企業収益も最近になって好転しつつあります。このことは、政府がとつた財政規模の拡大、大幅減税をはじめとする一連の施策が、国民各位のなみなみならぬ努力と相まってその効果をあらわしてきたことにはかなりません。(拍手)私は、今後の経済運営にあたっては、均衡がとれ充実した経済社会への発展を目標に、企業体質の強化、物価の安定、社会資本の充実など質的な改善強化につとめ、長期的観点に立って、効率のよい経済と豊かな国民生活の実現をはかつてまいります。

特に、消費者物価問題は、経済社会におけるあらゆる問題と深いつながりを持っており、その解決こそ経済の安定成長への道であります。政府は、当面、生鮮食料品の安定的供給、卸売り市場の改善をはじめとする流通改善策や小麦粉物価の値上げの抑止など、諸物価に対する強力な行政措置を講ずるとともに、さらには中小企業、

内閣総理大臣の所信に関する演説

農業など低生産性部門に対する構造改善策など総合的できめこまかい施策を引き続き根気よく積み上げ、物価安定への努力を続けてまいります。(拍手)

他方、国際経済情勢は依然として流動的であり、また、先進諸国における技術革新等の成果は、着実にその効果をあらわし始めております。政府は、今後の経済動向に即応しつつ、適切な施策を強力に推進してまいる所存であります。民間におかれても、産業体制の整備、経営の健全化を通じて企業体質の強化をはかり、国際競争力を増強するよう、なお一そらの努力を期待してやみません。

昭和四十一年産米の政府買入れ価格につきましては、本年も生産費及び所得補償の考え方に基づいて決定いたしました。これは、昨年産米の政府買入れ価格に比べ、約九・二%の引き上げとなっております。近年の米の生産事情にもかかわらず、あわせて強力な稲作改善対策を講じたいと考えております。なお、米価は農家の所得形成に重大な影響を有するとともに、国民経済にとつてもきわめて重要な意味を持つものでありますので、価格政策の適切な運用に留意しつつ、今後とも生産性の高い農業の実現を目ざして、一そら施策の充実に努力してまいる考えであります。(拍手)

わが国外交の基本は、平和で豊かな国際社会の実現にあります。最近、世界諸国においてこのよりなわが国の基本理念に対する理解と認識が深まり、わが国の役割りに対する期待が高まりつつあります。わが国の責務は、国際的地位の向上とともにいよいよ重きを加えつつあるといわねばなりません。このため、政府は、友好国との



内閣総理大臣の所信に関する演説

親善と協力を強め、世界の安定と繁栄に資する諸施策を積極的に進めてまいりたいと考へます。

七月五日より三日間、日米貿易経済合同委員会が開催されました。この委員会においては、日米両国がアジアにおける平和と繁栄のため一そう努力し、両国の経済成長を促進することにも、貿易の持続的発展のため協力することを約束いたしました。(拍手)さらに、両国がともに関心を持つ広範な国際的諸問題についても、相互の立場を尊重しつつ、いまだかつてないほど率直かつ活発に意見を交換いたしました。日米両国が、このような緊密な関係にあることは、まことに喜ばしいことでもあります。(拍手)また、私は、ラスク國務長官とアジアの情勢について忌憚のない意見を交換いたしました。その際、ベトナム紛争の拡大に関する日本国民の関心を率直に伝え、平和解決への努力を重ねて要請いたしました。(拍手)なお、北ベトナム側においても、アジアの平和のため、従来態度にこだわらず、進んで平和解決への話し合いに応ずることを強く要望するものであります。(拍手)

最近、アジアの開発途上にある諸国は、先般東京で開かれた東南アジア開発閣僚会議で示されたように、それぞれの立場の相違にかかわらず、新しい連帯感に立って経済発展のためにじみぢな協力をしようとの機運を見せております。政府は、これに対応して、インドネシアの窮状を打開するため、三千万ドルに及ぶ経済援助の手を差し伸べるなど、発展途上にある諸国の経済開発に進んで協力する方針であります。また、アジアにとって最も緊要な食糧増産の問題

に対処するため、今秋、東京において農業開発のための会議を開催すべく、近く関係国に呼びかけたいと考へております。

今国会におきましては、さきに継続審査となつた諸案件の審査をお願いいたすこととしておりますが、特に、アジア開発銀行を設立する協定及び関係法案につきましては、今後のアジア地域の安定と発展に大きな役割りを果たすものと期待されますので、何とぞすみやかに可決されることをお願いいたします。(拍手)

法律成立経過

法律名	提出	衆議院				参議院				成立	公布	施行
		委員付託	審査	結果	本会議	委員付託	審査	結果	本会議			
外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律(第五十一回国会)	衆	大	七、三	七、六	可修	大	七、三	七、三	可修	昭四、七、三 法二七三号	公布の日	
アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(第五十一回国会)	衆	大	七、三	七、六	可	大	七、三	七、三	可	昭四、八、三 法三六号	協定の効力発生の日	
アジア開発銀行を設立する協定(第五十一回国会)	衆	外	七、三	七、五	承	外	七、三	七、三	承	昭四、八、三 法四四号	第六十五条の規定に基づき 昭四、八、三	



附  
録



◎召集及び会期

一、召集 昭和四十一年七月二日付官報をもって、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び国会法第一条によって、昭和四十一年七月十一日に、国会の臨時会を東京に召集する。

御名御璽

昭和四十一年七月二日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

二、会期

当初決定された会期

昭和四十一年七月十一日から  
昭和四十一年七月三十日まで 二十日間

◎委員会及び委員長名

自自由民主党  
社日本社会党  
公公明党

一、常任委員会

委員会名	議院名	衆議院	参議院
議院運営	菅	塚原俊郎君(自)	田中茂穂君(自)
内閣	閣	木村武雄君(自)	熊谷太三郎君(自)
地方行政	政	岡崎英城君(自)	岸田幸雄君(自)
法務	務	大久保武雄君(自)	和泉 覚君(公)
外務	務	高瀬 傳君(自)	木内四郎君(自)
大蔵	蔵	三池 信君(自)	徳永正利君(自)
文教	教	八田貞義君(自)	二木謙吾君(自)
社会労働	働	田中正巳君(自)	千葉千代世君(社)
農林	産	中川俊思君(自)	山崎 斉君(自)
商工	工	天野公義君(自)	村上春藏君(自)
運輸	輸	古川文吉君(自)	江藤 智君(自)
通信	信	砂原 格君(自)	野上 元君(社)
建設	設	田村 元君(自)	松永忠二君(社)
予算	算	福田 一君(自)	石原幹市郎君(自)
決算	算	吉川久衛君(自)	鶴園哲夫君(社)
懲罰	罰	鍛冶良作君(自)	中村英男君(社)



二、特別委員会

衆 議 院		衆 議 院	
委 員 会 名	委 員 長 名	委 員 会 名	委 員 長 名
一、災害対策 一、公職選挙法改正に 関する調査	日野吉夫君(社) 志賀健次郎君(自)	昭四、七、三	昭四、七、三
一、科学技術振興対策 一、石炭対策	原茂君(社) 野田武夫君(自)	昭四、七、三	昭四、七、三
一、産業公害対策 一、体育振興に関する 一、物価問題等に関する	井手以誠君(社) 福永一臣君(自) 小笠公韶君(自)	昭四、七、三	昭四、七、三
参 議 院			
委 員 会 名	委 員 長 名	設 置 年 月 日	
一、災害対策 一、石炭対策 一、科学技術振興対策 一、産業公害対策 一、物価等対策 一、公職選挙法改正に 関する	成瀬幡治君(社) 大矢正君(社) 大森創造君(社) 横山フク君(自) 吉江勝保君(自) 川野三暁君(自)	昭四、七、二 昭四、七、二 昭四、七、二 昭四、七、二 昭四、七、二 昭四、七、二	

不成立法律案審議経過

法 案 名	衆 議 院		衆 議 院		備 考
	提 出 日	委 員 会 付 託 月 日	審 査 結 果 月 日	本 会 議 結 果 月 日	
○衆議院議員提出 地方財政法の一部を改正する法律案 (川村継義君外八名提出、第五十一回 国会)	衆	三、七	地	七、二	衆、継続審査
地方公務員等共済組合法の一部を改正 する法律案(川村継義君外八名提出、 第五十一回国会)	衆	三、七	地	七、二	衆、継続審査
国家公務員共済組合法及び公共企業体 職員等共済組合法の一部を改正する法 律案(有馬輝武君外十二名提出、第五 十一回国会)	衆	三、七	大	七、二	衆、継続審査
公害対策基本法案(吉川兼光君外一名 提出、第五十一回国会)	衆	三、四	別特	七、三	衆、継続審査
中高年齢者雇用促進法案(吉川兼光君 外一名提出、第五十一回国会)	衆	三、六	労社	七、二	衆、継続審査

不成立法律案審議経過



















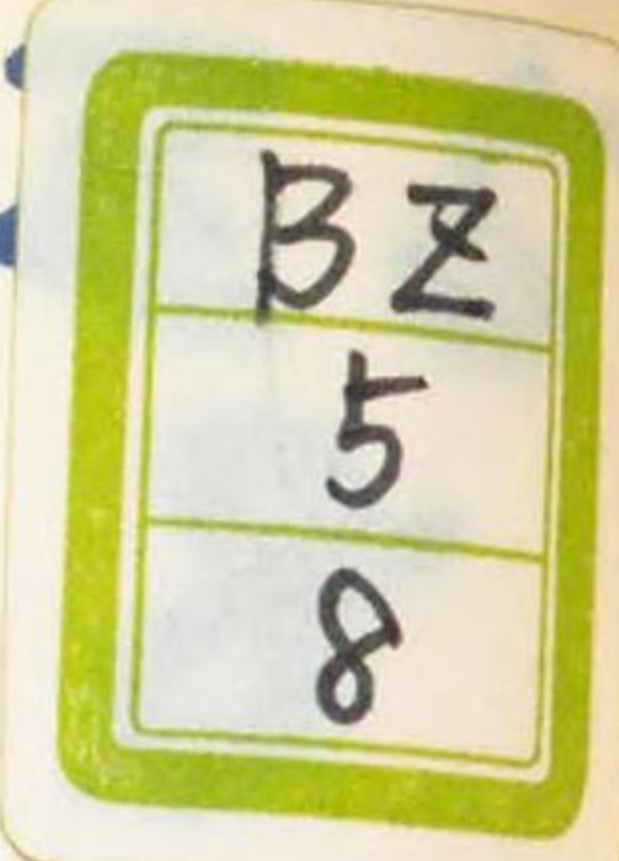


42 60 27

BZ-5-8



\*1201000036800\*




第五十三回国会制定法審議要録

衆議院法制局



藏省印刷局製造)







会期(昭和四十一年十二月三十日から  
昭和四十一年十二月二十日まで)

# 第五十三回国会制定法審議要録

衆議院法制局





第五十三回国会附録

凡例

一、本書は、第五十三回国会(臨時会)において成立した法律及び承認された条約の立法趣旨並びに議決された昭和四十一年度一般会計補正予算外二件の提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案理由の説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律等の審議経過を収録することを目的とし、併せて、内閣総理大臣の所信演説、大蔵大臣の財政演説、第五十三回国会会期調、委員会及び委員長一覽表、不成立法律案の審議経過等を掲げたものである。

提案理由は、両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上先議議院における提案理由の説明のみを収録することとした。

凡例

一



凡例

二

- 一、提案理由及び委員長報告は、委員会及び会議の速記録をそのまま転載したものである。
- 二、法律の公布年月日法律番号の下に「(衆)」と注記してあるのは、その法律案が衆議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。
- 三、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるものを後に登載した。

目次

○法律第一三九号	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二一公布)	一
○法律第一四〇号	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二一公布)	二
○法律第一四一号	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二一公布)	六
○法律第一四二号	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二一公布)	七
○法律第一四三号	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二一公布)	九
○法律第一四四号	昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二一公布)	一〇
○法律第一四五号	農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭四一・一二・二一公布)	一四
○法律第一四六号	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭四一・一二・二六公布)	一六

目次

一



目次

○法律第一四七号

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二六公布)……………二

○法律第一四八号

昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭四一・一二・二六公布)(衆)……………二七

○法律第一四九号

特定船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二六公布)……………三〇

○法律第一五〇号

内航海運業法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二六公布)……………三三

○法律第一五一号

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二八公布)……………三五

○法律第一号

旧勲章年金受給者に関する特別措置法(昭四一・一・一八公布)(衆)……………三七

○法律第二号

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一・一八公布)(衆)……………三九

○条約第一号

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書(昭四一・一・一六公布)……………三

○昭和四十一年度一般会計補正予算(第一号)(昭四一・一二・二〇成立)……………三三

○昭和四十一年度特別会計補正予算(特第一号)(昭四一・一二・二〇成立)……………三九

○昭和四十一年度政府関係機関補正予算(機第一号)(昭四一・一二・二〇成立)……………四〇

○内閣総理大臣の所信に関する演説(昭四一・一二・一五)……………四一

○大蔵大臣の昭和四十一年度補正予算等に関する演説(昭四一・一二・一五)……………四五

目次



法律の件名索引 (五十音順)

(い)

○一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
(昭四一・一一・二二法一四〇)……………二

(き)

○旧勲章年金受給者に関する特別措置法(昭四二・一・一  
八法二)(衆)……………三七

(け)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭  
四一・一一・二二法一四三)……………九

(さ)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭  
四一・一一・二二法一四二)……………七

(し)

法律の件名索引

○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法  
律の一部を改正する法律(昭四一・一一・二二法一四四)……………一〇

○昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時  
特例に関する法律(昭四一・一一・二二法一四八)(衆)……………二〇

(せ)

○石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法  
の一部を改正する法律(昭四一・一一・二二法一五一)……………二五

(た)

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・  
一一・二二法一四七)……………二七

(ち)

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特  
例に関する法律(昭四一・一一・二二法一四六)……………二六

(と)



法律の件名索引

- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律  
(昭四一・一一・二二法一三九)……………一
- 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭四一・一  
二・二六法一四九)……………三

(な)

- 内航海運業法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二  
六法一五〇)……………三

(の)

- 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般  
会計からの繰入金に関する法律(昭四一・一二・二二法  
一四五)……………二四

(ほ)

- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭四一・一二・  
二二法一四一)……………六

(れ)

- 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金  
の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一・  
一八法二)(衆)……………二九

法律の部門別索引

第五十三回国会において成立した法律を、第一憲法、第二行政一般、第三地方制度、  
第四司法・法務、第五民事法、第六労働、第七租税・専売、第八農林・水産、第九商  
工、第一〇運輸、第一一国防の一一部門に分類して掲載した。

第一 憲 法

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭四一・一二・  
二六法一四六)……………一六
- 旧勲章年金受給者に関する特別措置法(昭四一・一・一八法二)……………二七

第二 行 政 一 般

- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二二法一三九)……………一
- 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二二法一四〇)……………二

第三 地 方 制 度

- 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四  
法律の部門別索引……………一



一・一二・二二法一四四)……………二

第四 司法・法務

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二二法一四二)……………七  
○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一二・二二法一四三)……………九

第五 民事法

○連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律(昭四一・一・一八法二)……………二九

第六 労働

○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二六法一四七)……………一七

第七 租税・専売

○昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(昭四一・二・二六法一四八)……………一〇

第八 農林・水産

○農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律(昭四一・一二・二二法一四五)……………一四

第九 商工

○石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二八法一五一)……………二五

第一〇 運輸

○特定船舶整備公団法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二六法一四九)……………三  
○内航海運業法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二六法一五〇)……………三

第一一 国防

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭四一・一二・二二法一四一)……………六



◎特別職の職員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律

(昭四一・一二・二二法二三九)

一、提案理由(十二月十九日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一  
法一四〇)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院内閣委員長報告(十二月十九日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一  
法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(十二月二十日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一  
法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律



## ◎一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

(昭四一・二二・二二法一四〇)

### 一、提案理由(十二月十九日)

○塚原国務大臣 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を説明いたします。

ただいま議題となりました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その内容の概略を御説明申し上げます。

本年八月十二日、一般職の国家公務員の給与について、俸給表を全面的に改定し、扶養手当及び通勤手当等を改定することを内容とする人事院勧告がなされたのでありますが、政府といたしましてその内容を慎重に検討した結果、本年九月一日から人事院勧告どおりこれを実施することが適当であると認めましたので、この際一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)について所要の改正を行なおうとするものであります。

すなわち、第一に、全俸給表の俸給月額を引き上げることとなりました。この結果、俸給表全体の改善率は平均六%になることとなります。また、指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける職員の給与体系を整備し、同表の甲欄に掲げる俸給月額を受ける職員

に準ずる体系に改めることといたしました。

第二に、初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師に対する支給限度の月額を倍額の五千円に改めることといたしました。

第三に、扶養手当について、配偶者に対する手当の月額を現行より四百円増額して千円に改めることといたしました。

第四に、通勤手当について、交通機関等を利用する者に対する現行の全額支給の限度の月額を千円から千六百元に引き上げるとともに、運賃相当額がこの全額支給の限度額をこえる部分については二分の一支給の限度額を現行の五百円から八百円に引き上げることとし、自転車等使用者に対する支給月額を五十円増額して五百円、原動機つきのもの場合は八十円増額して五百八十円に改めることといたしました。

以上のほか、常勤職員の俸給月額の改定に伴いまして、委員、顧問、参与等の非常勤職員に対する手当の支給限度額を日額四千九百円から五千九百円に改めることといたしました。

なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法、切りかえに伴う措置等を規定することといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なおうとするものであります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について、御説明申し上げます。その提案の理由、内容は次のと

おりであります。

政府は、本年八月十二日に行なわれました人事院勧告に基づいて、九月一日以降一般職の国家公務員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしておりますが、特別職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に伴い所要の改正を行なおうとするものであります。

すなわち、第一に、特別職の職員の俸給月額を引き上げることといたしました。具体的に御説明いたしますと、内閣総理大臣、国務大臣、内閣法制局長官、政務次官等につきましては、内閣総理大臣、国務大臣及び国務大臣と同額となっている会計検査院長、人事院総裁を除き一万円引き上げることといたしました。また、大使及び公使につきましては、国務大臣と同額の三十万円を受ける大使を除き、それぞれ一万円引き上げることといたしました。秘書官につきましては、一般職の国家公務員の給与改定に準じて引き上げることといたしました。

第二に、秘書官につきまして特別の事情がある場合には、別表第三に掲げる額よりも高い俸給月額を受けることができることといたしました。

第三に、常勤の委員に対し日額の手当を支給する場合の支給限度額を四百円増額して、日額九千四百円に改めることといたしました。

第四に、非常勤の委員に対する手当の支給限度額を千円増額して、日額五千九百円に改めることといたしました。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

この法律案は、以上申し述べました内容について改正を行なおうとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告(十二月十九日)

○木村武雄君 ただいま議題となりました四法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、給与関係三法案の要旨を申し上げますと、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十三日付の人事院勧告を実施するため、一般職の国家公務員について、本年九月一日より、全俸給表の俸給月額並びに初任給調整手当、扶養手当及び通勤手当の額を改定し、これに伴う必要な措置を講ずるとともに、非常勤手当の額の改定を行なおうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職職員の給与改定に伴い、特別職職員の俸給月額などの改定を行なおうとするものであります。

なお、内閣総理大臣、国務大臣及びこれと同額の俸給を受ける特別職職員については、改定が加えられておりません。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額などの改定を行なおうとするものであります。

以上三法案は、昨十二月十八日本委員会に付託、本十九日、政府



一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

より提案理由の説明を聴取し、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、自由民主党、日本社会党、民主社会党の三党共同提案にかかると、占領期間中における連合国占領軍等の行為などにより死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対し、最近における災害補償制度及び社会保障制度の進展並びに被害者の実情などを考慮し、すでに行なわれた救済措置に加え、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金等を支給し、また、被害者の妻にも支給金を支給する等の措置を行なおうとするものであります。

本案は、第五十一回国会に提出され、本委員会において継続審査となっておりましたが、今国会においては、本十九日審議に入り、内閣の意見を聴取した後、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院内閣委員長報告(十二月二十日)

○熊谷太三郎君 たいだいま議題となりました法律案五件について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、給与関係三法案について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の人事院勧告を実施するため、一般職の職員の給与につい

四

て、全俸給表の俸給月額を引き上げ、配偶者に対する扶養手当の月額の増額、通勤手当の改正、委員、顧問等の非常勤職員に対する手当の支給限度額の改正等を行ない、これらの改正を本年九月一日から実施しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改正に準じて、特別職の職員及び防衛庁職員の俸給月額等についてそれぞれ所要の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括して審査いたしました

が、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。  
質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、三法案は、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、旧勲章年金受給者に関する特別措置法案について申し上げます。

本法案は、衆議院議員発議にかかるとは、その内容は、わが国の経済が順調に発展し、国民生活も漸次向上しつつあるとき、旧金鵄勲章年金受給者の多くは、かつての経済的期待権を喪失し、経済的精神的に不遇のうちに老後の日々を送っている現状にかんがみ、その処遇改善をはかるために、この際、十万円の一時金を支給する措置を講ずるとともに、勲章年金受給者についても所要の改善措置を行なおうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して柴田委員より、施行期日等に関する修正案が提出せられました。次いで採決の結果、修正案並びに修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決せられ、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

最後に、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案は、衆議院議員の発議にかかるとは、その内容は、現行法による措置が、法律施行前に占領軍等の行為以外の原因で死亡した場合には適用されないこと、また、現行法による救済措置が、最近における災害補償制度並びに社会保障制度の進展等に照らし不十分であること等にかんがみ、これが改善のため所要の措置を講じようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)



◎防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

律 (昭四一、一二、二二法一四一)

一、提案理由(十二月十九日)

○増田国務大臣 たいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この改正案は、このたび提出されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額の変更等を行なうとするものであります。すなわち、参事官等及び自衛官の給俸表の改定を行なうとともに、指定職乙欄の俸給体系を改めることとし、あわせて、防衛大学の学生の学生手当及び自衛官の営外手当について、その額の変更を行なうこととしております。

また、配偶者にかかる扶養手当を、一般職と同様に改定することとしております。

なお、事務官等及び非常勤職員の給与並びに通勤手当及び医療職の初任給手当の改正については、一般職給与法を準用することとしておりますので、同法の改正に伴い同様の額に改定が行なわれることとなります。

この法律案の規定は、公布の日から施行し、本年九月一日から適

用することとしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告(十二月十九日)

(一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭四一—法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院内閣委員長報告(十二月二十日)

(一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭四一—法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を

改正する法律 (昭四一、一二、二二法一四二)

一、提案理由(十二月十九日)

○井原政府委員 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して説明いたします。

政府は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般の政府職員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしましたことは、御承知のとおりであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改善する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、以下簡単に改正の要点を御説明いたします。

第一は、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与の改定に伴い、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給を増額しようとする点であります。

すなわち、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給に準じて定められておりますこと

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

ろ、今回、右のうち、内閣総理大臣及び国務大臣についてはその俸給を据え置きにすることとし、その他の特別職の職員についてはこれを増額することといたしておりますので、これに準じて、高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長の俸給の各月額を増加することとしております。

第二は、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与の改定に伴い、判事、判事補及び簡易裁判所の判事報酬並びに検事及び副検事の俸給を増額する等の改正を行なう点であります。

すなわち、裁判官の報酬等に関する法律の別表及び第十五条に定める判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検察官の俸給等に関する法律の別表に定める検事及び副検事の俸給については、おおむね、これらの各月額に対応する一般職の国家公務員についての各俸給月額を増加比率と同一比率により、その月額を増加することといたしております。

なお、今回一般職の国家公務員中指定職俸給表の乙欄に掲げる俸給月額を受ける者については、これらの職員に対し支給される俸給以外の諸手当の制度を同表の甲欄に掲げる俸給月額を受ける職員についてと同一のものに改めた上、その俸給月額を改定することといたしておりますので、裁判官及び検察官につきましても、これに準じまして、三号から八号までの報酬を受ける判事、一号から四号までの報酬を受ける簡易裁判所判事、三号から八号までの俸給を受ける検事及び一号の俸給を受ける副検事については、報酬または俸給



裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

以上の諸手当につき二号以上の報酬または俸給を受ける判事または検事についてと同様の取り扱いをすることとした上、その報酬及び俸給の月額を増加することといたしております。

この両法律案に附則におきましては、一般の政府職員の場合と同様、この給与の改定を昭和四十一年九月一日から適用すること等必要な措置を定めております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

二、衆議院法務委員長報告(十二月十九日)

○大久保武雄君 たいいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のように、一般の政府職員の給与を改正する法案が国会に提出されているのでありますが、この二法案は、裁判官及び検察官についても、一般の政府職員の例に準じてその給与を改善する措置を講ずるため提出されたものであります。

そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、高等裁判所長官、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに次長検事、検事長、検事及び副検事の俸給の各月額を増額し、第二に、三号以下の報酬を受ける判事及び三号から八号までの

俸給を受ける検事などについて、その報酬または俸給以外の諸手当につき、一般職の国家公務員中、指定職俸給表の適用を受ける職員に準じた取り扱いをしようとするものであります。

委員会においては、右の二法案を一括して審議に付し、本日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、全会一致をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(十二月二十日)

○後藤義隆君 たいいま議題となりました二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

これらの法律案は、最高裁判所裁判官以外の裁判官の報酬等の給与、並びに検事総長以外の検察官の俸給等の給与を一般の政府職員の例に準じて改善しようとするものであります。

委員会において審議、採決の結果、右二法案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を

改正する法律 (昭四一・二二・二二法一四三)

一、提案理由(十二月十九日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法一四二)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(十二月十九日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法一四二)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院法務委員長報告(十二月二十日)

(裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法一四二)の委員長報告と一括して掲載)



## ◎昭和四十一年度における地方財政の特 別措置に関する法律の一部を改正する 法律 (昭四一・二二・二一法一四四)

### 一、提案理由(十二月十九日)

○藤枝国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由とその内容の要旨を御説明申し上げます。

今回、政府におきましては、人事院の勧告に基づき、本年九月一日から国家公務員の給与改定を実施することといたしました。これに伴い、地方団体が国に準じて地方公務員の給与改定を実施する場合における一般財源所要額を、基準財源所要額の算定を通じて付与することといたしましたのであります。

なお、本年度においては、景気の回復に伴い、地方税収入については、相当の増収が見込まれ、その一部が再算定に際し基準財政収入額に算入される結果、再算定後の財源不足額は、予算補正後の国税三税の総額に対応する普通交付税の額を約二十億円下回ることになるものと見込まれますので、この際、昭和四十年年度において給与改定の実施に要する経費の財源を付与するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借り入れ金三百億円の年度別償還額のうち、最終年度分から二十億円を本年度に繰り上げて償還す

ることとし、別途予算上の措置をいたしておる次第であります。

次に、第五十一回国会において修正が加えられた固定資産税の免税点の引き上げ等に伴う地方税の減収額は、総額五十億五千九百万円にのぼるものと見込まれますので、政府としては、この減収に對処して地方財源の補てんをはかるため、臨時地方特例交付金中に新たに第三種特例交付金を設け、これを地方団体に對し交付することといたしましたのであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容の要旨につき説明申し上げます。

第一は、地方公務員の給与改定に要する経費を基準財源所要額に算入するため、その積算に用いる単位費用の引き上げをはかることとあります。本年度分の単位費用の算定の基礎となっている給与費に、本年九月一日から国家公務員に準じて給与改定を実施した場合の所要経費を算入することとしたのであります。

第二は、本年度限りの特別措置として、市町村及び都に對し、第三種特例交付金を交付することとしたこととあります。

第三種特例交付金の総額は、五十億五千九百万円であり、すでに説明申し上げました固定資産税の免税点の引き上げ等による地方団体の減収額の総額に見合うものであります。各市町村等に対して交付すべき額については、総額を各市町村等の人口で案分して算定することといたしております。そのほか、第三種特例交付金については、第一種特例交付金と同様に基準財政収入額の算入の対象とすることとする等関係規定に必要な改正を加えることといたしております。

なる場合並びに明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定されていない地方公共団体の議会の議員または長について選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なうこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することといたします。

第二に、選挙の期日につきましては、都道府県並びに指定都市及び特別区の選挙にあつては、年度末の都道府県議会等の会期との関係、引き続いて行なわれる市町村の選挙との関係及び明年三月の選挙人名簿の追加登録等との関係等を考慮して、これを四月十五日とし、市町村の選挙にあつては、市町村における立候補届け出の受理の事務と都道府県の選挙における投票及び開票の事務との関係を考慮して、これを四月二十八日とするとともに、これらの選挙期日を告示する日につきましては、各選挙の選挙運動期間が公職選挙法に規定する最短期間となるように、これを法定いたしましたのであります。

第三に、この法律の規定により統一期日に行なわれる各選挙は、法律上当然に同時選挙の手續によつて行なうものとして選挙管理事務の簡素化をはかるとともに、都道府県の選挙の候補者となつた者は関係地域において行なわれる市町村の選挙の候補者となることのできないこととして重複立候補による弊害を除くことといたしました。

また、任期満了による選挙について、後援団体に關する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とする

す。

以上が、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の要旨であります。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案について、その提案理由と内容の概略を説明申し上げます。

御承知のように、都道府県及び市区町村を通じて、全国大多數の地方公共団体におきましては、議会の議員または長の任期が明年三月、四月または五月に満了することとなるのであります。現行法によりますれば、その任期満了前三十日以内に多數の地方選挙が集中して行なわれることとなりますのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これら多數の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なうことが適当であると考へ、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について説明申し上げます。

第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましては、明年三月から五月までの期間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙を三月以降に行なう場合、これらの議会の議員または長について任期満了以外の選挙を行なうべき事由が発生し、三月及び四月中に選挙を行なうことと

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律



昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律  
こととしたしました。

なお、この法律の規定の適用を受ける選挙の手續その他その執行に關し特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができるとし、選挙の円滑な執行をはかることとした次第であります。

以上が地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院地方行政委員長報告(十二月十九日)

○岡崎英城君 たいだいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、固定資産税の免税点の引き上げ等に伴う地方団体の減収に対処するため、市町村及び都に対して五十億五千九百万円の第三种特例交付金を人口割りで配分交付するとともに、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて地方公務員の給与改定を行なうに必要な経費につき、その財源を保障するため、昭和四十一年度分の基準財政需要額の算定に用いる現行の単位費用のうち、給与費に關係のあるものを引き上げる等の措置を講じようとするものであります。

本案は、昨十八日本委員会に付託され、本日、藤枝自治大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を終了いたしましたところ、別に討論の通告もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案について申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が昭和四十二年三月から五月までに満了することとなるので、これらの選挙の期日等を統一し、多数の選挙の円滑な執行と選挙執行経費の節約を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高めようとするものであります。

本案は、昨十八日本委員会に付託され、本日、藤枝自治大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、奥野誠亮君外三名より、都道府県の議会の議員に立候補するため昭和四十二年三月三十一日退職した市町村の議会の議員の任期の取り扱いの特例を定むる旨の修正案が提出され、奥野委員の趣旨説明の後、別に討論の通告もなく、直ちに採決の結果、本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院地方行政委員長報告(十二月二十日)

○岸田幸雄 たいだいま議題となりました二法律案の委員会における審査の経過並びに結果を報告いたします。

まず、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律の一部を改正する法律案のついて申し上げます。

本案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行なわれる地方公務員の給与改定に要する経費の財源を地方団体に付与するため、基準財政需要額の算定に用いる単位費用の引き上げをはかることにも、固定資産税の免税点の引き上げ等による地方団体の減収に対処するため、新たに総額五十億五千九百万円の第三种特例交付金を設ける等、必要な改正を行なうとするものであります。

委員会の審議の詳細は、会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に關する法律案について申し上げます。

本案は、都道府県及び市区町村を通じまして、全国大多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が、明年三月から五月までに満了することとなる実情にかんがみ、その任期満了による選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員、知事、指定都市の長の選挙については四月十五日、指定都市以外の市の議会の議員及び長、町村の議会の議員及び長の選挙については四月二十八日、特別区の議会の議員の選挙につきましては四月十五日に、それぞれ統一して行なうこととし、これに伴つて必要な定めを行なうとともに、地方議員の退職年金に關する在職期間の取り扱いについても、都道府県の議会の議員の候補者となるために市町村議会等の議員を退職

した場合について特例を認めようとするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本案は全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。(拍手)



◎農業共済再保険特別会計の歳入不足を  
うめるための一般会計からの繰入金に  
関する法律（昭四一、一二、二二法一四五）

一、提案理由（十二月十九日）

○小沢政府委員 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

昭和四十一年度におきましては、北海道を中心とする異常低温及び全国各地における集中豪雨、台風等により水陸稲及び麦の被害が異常に発生し、これに伴い農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加したこと等のため、同勘定の支払い財源に六十五億五千六百万円の不足が生ずる見込みでありますので、一般会計からこの金額を限り、同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰り入れ金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い

申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告（十二月十九日）

○三池信君 ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和四十一年度におきまして、低温、風水害、病虫害等により水陸稲及び麦の被害が異常に発生し、これに伴いまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加すること等のため、同勘定の支払い財源に不足が生ずる見込みでありますので、一般会計から六十五億五千六百万円を限り同勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この繰入金につきましては、将来この会計の農業勘定におきまして決算上の剰余が生じた場合には、再保険金支払基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残額を一般会計に繰り戻さなければならぬことといたしております。

本案は、審査の結果、本十九日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案のとおり可決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

三、参議院大蔵委員長報告（十二月二十日）

○徳永正利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

昭和四十一年度におきまして、低温等により水陸稲及び麦の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定における再保険金の支払いが増加する等のため、同勘定の支払い財源に不足が生ずることが見込まれるので、その不足をうめるため、本案は、同年度において一般会計から六十五億五千六百万円を限り、農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることができることとするものであり、また、この繰り入れ金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合、同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除してなお剰余があるときは、この繰り入れ金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならないこととしようとするものであります。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）



◎地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

一、提案理由(十二月十九日)

(昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法一四四)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院地方行政委員長報告(十二月十九日)

(昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法一四四)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院地方行政委員長報告(十二月二十日)

(昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律(昭四一―法一四四)の委員長報告と一括して掲載)

◎炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

(昭四一・一二・二六法一四七)

一、提案理由(十二月十九日)

○早川国務大臣 ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化の過程において発生する炭鉱離職者の再就職の促進及び生活の安定に関しましては、政府としては、昭和三十四年炭鉱離職者臨時措置法を制定し、以来積極的な職業紹介活動と相まって、同法に基づく移住資金、職業訓練手当の支給等のきめ細かい援護措置を講ずるとともに、昭和三十八年新たに設けました炭鉱離職者求職手帳制度により就職促進手当を支給する等各般の施策を推進することによりまして、その実効を期してまいつてきています。

しかし、政府は、過日石炭鉱業審議会からいただきました答申の趣旨を尊重して、石炭鉱業の安定策をより強力に推進することを決定したところでありますが、これに関連し、かつ、今後の事態に対処するため、新たに石炭鉱業の合理化により離職する方々に広く炭鉱離職者求職手帳の発給、移住資金の支給等の対策が及ぶようにすることが肝要であり、かつ、急を要する問題と考へて、この法律

炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律

案を提案した次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。

この法案による改正の第一は、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和することにあります。

炭鉱離職者求職手帳は、現在、昭和三十七年三月三十一日に炭鉱労働者として在職していた者に限って発給することとしておりますが、その後新たに炭鉱労働者となった者で本年八月三十一日に在職している者に対しても発給することとし、それらの者の再就職の促進をはかるとともに、労働市場の情勢等により、失業保険金の受給が終了してもなお再就職の機会が得られない場合に求職活動を容易にさせるために就職促進手当を支給し得るようにいたしました。

改正の第二は、移住資金の支給対象を拡大することにあります。すなわち、炭鉱離職者に対する援護業務として雇用促進事業団が行なっている移住資金については、いわゆる産炭地域から産炭地域以外に移住する者に支給することとしておりますが、炭鉱離職者がその前職経験を十分に生かし得る再就職先を得ることは、その者の職業及び生活の安定をはかる上で最も効果的であり、石炭鉱業審議会の答申及び先般の閣議決定においてもこれを受けて「閉山合理化に伴い発生する離職者に対しては、とくに今後は石炭鉱業内部における配置転換の促進を図る」こととしておこなうことにかんがみ、今後さらに石炭鉱業の合理化による離職者に対しましてはビルド炭鉱への再就職を促進することとし、このためこれらの者が炭鉱労働者となつて移住する場合にも移住資金の支給を行なおうとするものであ



ります。

このほか、雇用促進事業団の行なう援護業務に関する制限条項を削除し、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者のすべてをその対象とするよう改めるとともに、附則において本年九月一日以降この改正法の施行されるまでの間に石炭鉱業の合理化により離職した者もこのたびの改正による措置が受けられるようにいたしておきます。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院社会労働委員長報告(十二月十九日)

○田中正巳君 たいいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされた炭鉱離職者に対し、その再就職を促進するため所要の改正を行なうもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一に、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和して、昭和三十七年三月三十一日に炭鉱労働者であった者のほか、昭和四十一年八月三十一日に炭鉱労働者であった者に対しても、手帳を発給できるようにすることあります。

第二に、移住資金の支給対象者を拡大して、炭鉱労働者として再就職のために移住する炭鉱離職者に対しても、移住資金を支給できるようにすることあります。

右のほか、雇用促進事業団の行なう援護業務の対象となる炭鉱離職者の範囲について、所要の整備を行なうこと等あります。

本案は、去る十八日本委員会に付託となり、本日の委員会において、質疑を終了し、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 三、参議院社会労働委員長報告(十二月二十日)

○鹿島俊雄君 たいいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案は、過ぐる八月に決定をみた石炭鉱業合理化政策に伴って離職することとなる炭鉱労働者について、本年八月三十一日において在職していたこと、及び、離職の日までに一年以上引き続き雇用されていたことの二つの条件を満たすものに対し、炭鉱離職者求職手帳を発給して、就職促進手当、訓練手当等を支給しつつ、再就職のための特別指導を行なうこととするほか、移住資金について、その支給対象者を広げること、おもな内容とするものであります。

社会労働委員会においては、今後における離職者の見通し、これ

に対処するための援護内容拡充の必要性等について質疑が行なわれた後、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)



### ◎昭和四十一年産米穀についての所得税

#### 及び法人税の臨時特例に関する法律

(昭四一・二二・二六法一四八)(衆)

#### 一、提案理由(十二月十九日)

○三池信君 ただいま議題となりました昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨と内容を御説明申し上げます。

この法律案は、本十九日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出いたしましたものでありまして、その内容は、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、個人及び農業生産法人が、その生産した同年産の米穀を事前売り渡し申し込みに基づいて政府に対し売り渡した場合には、昭和四十一年産米穀と同様に、その米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算正味百五十キログラム、すなわち、一石当たり千円ないし千七百円を非課税とする措置を講じようとするものであります。

なお、本案による減収額は、国税において約七億円、地方税において約十七億円と見積られるのでありまして、大蔵委員会におきましては、本案の提案を決定するに際しまして、政府に対して意見を求めましたところ、やむを得ない旨の意見が開陳されました。

以上がこの法律案の提案の趣旨と内容であります。何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを切望いたす次第であります。(拍手)

#### 二、参議院大蔵委員長報告(十二月二十日)

○徳永正利君 ただいま議題となりました昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案について大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出にかかるものでありまして、昭和四十一年産の米穀につき、事前売り渡し申し込み制度の円滑な実施に資するため、米穀の生産者が、同年産の米穀を、政府に対し、事前売り渡し申し込みに基づいて売り渡した場合、その売り渡した米穀にかかる所得税及び法人税について、売り渡しの時期に応じ、玄米換算百五十キログラム当たり千七百円ないし千円を非課税としようとするものであります。これに伴う昭和四十一年度の減税額は、国税約七億円、地方税約十七億円と見込まれております。

委員会における審議の詳細は、会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

(注) 衆議院においては委員会の審査は省略された。

### ◎特定船舶整備公団法の一部を改正する

#### 法律 (昭四一・二二・二六法一四九)

#### 一、提出理由(十二月十九日)

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

老朽不経済船を撤廃し、近代的経済船の整備を促進して内航海運企業の自立体制を確立する方途につきまして、去る五月に内航海運対策要綱を閣議決定いたしました。本法案は、さきの第五十一回国会に提案いたしました内航海運業法の一部を改正する法律案とともに、この対策の実施の基本となるものであります。

本法案の要点は、第一に、従来特定船舶整備公団が行なっておりました内航の老朽貨物船を撤廃して行なう新船建造業務の範囲を拡大したことであります。すなわち、老朽貨物船を撤廃する場合だけでなく、貨物船を輸出した場合においても、これを引き当てとして新船建造を行なえるようにし、また、建造する船舶につきましても、内航船だけでなく、近海就航船をも建造するようにいたしました。

第二に、今回の内航海運対策要綱によりますと、内航の過剰船腹処理のため、解散は本年度内に一挙に行ない、建造は四十一年度から四十三年度にかけて行なうことになっております。その場

合、今年度中に撤廃し、建造を四十二年度または、四十三年度に行なう船主に対しては、その間の負担を軽減するための措置が必要でありますので、公団は、これらの船主に対し、その間の事業の継続に必要な資金を低利で貸し付け、またはこれらの船主が市中金融機関からこれらの資金を借り入れる場合に公団が債務保証を行なうことができることとした次第であります。

また、同じく内航海運対策要綱に従い、内航海運組合が内航船腹量の調整のため、係船を行なうこととなっておりますので、この係船による船腹調整事業につきまして、公団が必要な資金を組合に貸し付けることができることとしたことでもあります。

第三に、公団がその貸し付けを行なうために必要な資金を民間から調達しやすくするため、政府は公団の長期借入れ金について、債務保証を行なうことができることとしたことでもあります。

第四に、公団または市中金融機関が行なうたさきに述べました貸し付けについて、政府は所要の利子補給を行なう旨の契約を結ぶことができることとし、また、係船に関する融資については損失補償契約を公団と結ぶことができることとしたことでもあります。

第五に、以上のように公団の業務が拡充されたことに伴い、公団の名称、理事の定員等を改めることとしております。

なお、この対策は、本年度から実施しなければなりませんので、本法案の附則において、昭和四十一年度における政府の債務保証の限度額二十五億七千四百九十万円、利子補給の限度額六億八千三十四万八千円及び損失補償の限度額二億三千四百九十万円について予



### 特定船舶整備公団法の一部を改正する法律

算措置を講じており、本法案は早急に成立をはかることが必要であります。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

### 二、衆議院運輸委員長報告(十二月十九日)

○古川丈吉君 たいま議題となりました特定船舶整備公団法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る本年五月閣議決定の内航海運対策要綱に盛りられた内航海運に対する自立振興の諸対策を実施するため、現行特定船舶整備公団法を改正して、同公団の代替建造業務の拡大と融資業務の追加を行ない、これに伴う公団の名称変更と理事の増員を規定するとともに、公団の長期借入れ金についての政府の債務保証、解撤、係船融資に対する政府の利子補給等の措置について定めようとするものであります。

本法案は、十二月十九日本委員会に付託され、同日、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、採決の結果、政府原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院運輸委員長報告(十二月二十日)

○江藤智君 たいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、内航海運における船腹過剰を解消し、あわせて内航海物船の近代化をはかるため、特定船舶整備公団の業務として、老朽貨物船等を解撤して行なう貨物船の建造、及び、内航海運組合等が行なう共同係船に関する融資業務等を追加し、これに伴い、政府は、これらの融資に対する利子補給及び公団の長期債務に対する保証等の措置を講じようとするものであります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたいと存じます。

討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

### ◎内航海運業法の一部を改正する法律

(昭四一、一一、二六法一五〇)

#### 一、提案理由(第五十一回国会)

(十二月二十日)

○大橋國務大臣 たいま議題となりました内航海運業の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

本法律案は、さきの第五十一回国会に提案いたしましたものであります。が、参議院におきまして継続審議の取り扱いになっておりましたので、あらためて御説明申し上げます。

内航海運は、国内輸送機関の中で最も重要な役割を果たしている輸送機関の一つであります。が、内航海運量は著しく過剰であり、しかも老朽不経済船がきわめて多く、他方多数の小規模企業が乱立している状況にあります。

したがって、わが国内航海運を国民経済の進展に即応させるには、過剰である老朽不経済船を整理し、近代的经济船の建造をさらに促進するとともに、内航海運企業の零細性にかんがみ、企業規模の拡大、経営の適正化等によりその健全な発達をはかる必要があります。

この過剰船腹の整理と近代的经济船の建造につきましては、所要の法律上の措置を講じておりますが、内航海運企業の企業規模の適正化を推進するためには、事業を許可制とすることが緊要であると

内航海運業法の一部を改正する法律

考えます。

この法律案のおもな内容は、内航海運業を従来の登録制から許可制に改め、特に内航海運送業につきましては、許可基準として一定の支配船腹の規模の基準を設けることとしたこととあります。現在内航海運企業の大部分は極度の零細企業であります。が、近代的经济船を整備させ、国民経済の進展に即応させるためには、この際企業規模の適正化を促進し、過当競争を防止することが必要と認められるからであります。

また、事業の許可制の採用に伴い、事業計画の変更及び事業の合併等について認可制を採用する等所要の改正をすることとしたしております。

なお、事業の許可制への切りかえは、二年間の準備期間を設け昭和四十四年三月三十一日までに行なうことといたしておりましたが、この法律案の成立時期がおくれましたので、施行期日を原案より六カ月延ばすとともに、その切りかえ期日も昭和四十四年九月三十日とする等の修正が参議院で行なわれました。

以上が、この法律案を提案する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

#### 二、参議院運輸委員長報告(十二月二十日)

○江藤智君 たいま議題となりました内航海運業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御



### 内航海運業法の一部を改正する法律

報告申し上げます。

内航海運業法の一部を改正する法律案について申し上げます。本法律案は、内航海運業を登録制から許可制に改め、内航海運送業における経営規模の適正化等により、その健全な発達をはかろうとするものであります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党の岡本委員より、施行期日を六カ月延期すること等を内容とする修正案が提出されました。次いで採決の結果、本法律案は、全会一致をもって修正可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

### 三、衆議院運輸委員長報告(十二月二十日)

○古川文吉君 ただいま議題となりました内航海運業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、現行内航海運業の登録制を、切りかえ期間二年半をもって許可制に改めること等をおもなる内容としたしておりますが、去る第五十一回国会において本院を通過し、参議院に送付され、その後参議院で継続審査となり、本日修正議決を見て本院に送付されたものであります。

参議院における修正の内容は、施行期日を六カ月延ばしたことに伴う事務的な修正等であります。

本法案は、本日、当委員会に付託され、政府より提案理由の説明を聴取し、質疑を行ない、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

### ◎石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

(昭四一、一二、二八法一五一)

#### 一、提案理由(十二月十九日)

○菅野国務大臣 石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、わが国石炭鉱業は、エネルギー革命の進行に伴い、経営基盤の悪化等きわめて憂慮すべき状況に置かれており、このまま放置することを許されない情勢に立ち至っております。

このため、石炭鉱業審議会は、一年余にわたる慎重な審議を経て、本年七月、石炭鉱業の抜本的安定対策について答申を行ない、政府といたしましたも、同年八月、この答申の趣旨を尊重し、石炭対策を強力に推進する旨の閣議決定を行ない、今後の石炭対策の基本的方向を確立した次第であります。

この抜本的安定対策のための諸措置は、昭和四十二年度からすべて実施する所存であります。このうち特に終閉山交付金制度の拡充強化等につきましては、昭和四十一年度から実施することとしております。

このため、本年度補正予算におきまして単価引き上げに伴う予算

石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律

措置を講ずることとしておりますが、これに伴う制度改善につきましては、今回石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部改正を提案いたしました次第であります。

改正の第一点は、今後やむなく生ずる非効率炭鉱の終閉山の円滑化をはかるため、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の中から廃止事業者にかわって優先的に弁済する債務として、従来の貸金債務及び鉱害賠償債務のほかに、貸金債務と同様の性格を持つものとして貯蓄金の返還の債務を加えることとしたことであります。

改正の第二点は、本年度から実施する石炭鉱山整理促進交付金の単価の引き上げに伴い、採掘権者または租鉱権者が、毎年事業団に納入する納付金の限度額を石炭の数量一トンにつき現行三十円から四十五円に引き上げることとしたことであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

#### 二、衆議院商工委員長報告(十二月十九日)

○天野公義君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、当面する石炭対策の一環として提出されたもので、石炭鉱業の整備の円滑化をはかろうとするものであります。



その内容は、

第一に、石炭鉱業合理化事業団が石炭鉱山整理促進交付金及び石炭鉱山整理交付金の中から、廃止事業者にかわつて弁済する債務に貯蓄金の返還債務を加えること。

第二に、石炭採掘権者または租鉱権者が、毎年石炭鉱業合理化事業団に納付する納付金の限度額を、トン当たり三十円から四十五円に引き上げることである。

本案は、十二月十八日当委員会に付託され、本日、政府より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行ない、引き続き採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)

### 三、参議院商工委員長報告(十二月二十日)

○村上春藏君 ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法律案は、今回、石炭鉱山整理促進交付金の単価を引き上げることに関連して、二つの臨時措置法に所要の改正を行なおうとするもので、その内容は、非能率炭鉱及び保安不良炭鉱の終閉山に際して、石炭鉱業合理化事業団が、交付金の中から、採掘権者、租鉱権者あるいは廃止事業者にかわつて優先的に弁済する債務として、

従来の貸金と鉱害債務のほかに、労働者に対する貯蓄金を加えるとともに、採掘権者等が毎年事業団に納める納付金の限度額を、現行のトン当たり三十円から四十五円に引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、石炭対策の基本方針その他について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲ることになります。質疑を終わり、別に討論もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上報告いたします。(拍手)

## ◎旧勲章年金受給者に関する特別措置法

(昭四二、一、一八法一)(衆)

### 一、提案理由(第五十一回国会)

(六月二十四日)

○岩動議員 ただいま議題となりました旧勲章年金受給者に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

旧金鵄勲章年金令が明治二十七年勅令第一七三号によって制定されましたことは、御承知のとおりであります。その後、この年金令は昭和十六年に至り勅令第七二五号によりまして廃止されましたが、同時にまた、この勅令により昭和十五年四月二十五日以前の叙賜者につきましては、旧令によって年金は下賜されていたのであります。しかるに終戦後、昭和二十一年三月に至りまして、これらの勲章年金は、昭和二十年十二月末を限りいたしましたして、一切廃止されることとなつて今日に至つておるのであります。

戦後二十年、この間幸いにわが国の経済は順調に再建発展しまして、国民生活も年一年と向上をたどりつつあるのであります。この間にあって旧金鵄勲章年金受給者については、かつて支給されていきました年金は打ち切れ、その経済的期待権を喪失し、不遇のうち日々を送っている人々も多いのであります。御同情にたえないものがあります。よつて、本法律によりまして、これらの人々の処

旧勲章年金受給者に関する特別措置法

遇改善をはかるため特別の措置を講じ、あわせて勲等年金受給者についても、その年金額が現在きわめて少額で、受給者の大部分はわずか数十円という低額のものでありますので、これが改善措置を行なおうとするものであります。

本法案の要旨を申し上げます。

旧金鵄勲章年金受給者については、昭和三十八年四月一日において日本国籍を有する者に対しまして、旧制の功級による区別なく、十萬円の一時金を特別措置として支給しようとするもので、その認定は、これを受けようとする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしております。

勲等年金受給者については、昭和二十一年三月三十日内閣告示第九号により勲等年金を支給する旨の通知を受けた者で昭和四十一年一月一日においてその支給を受けることができる者に対しまして、一時金として三万円を支給することとしております。

なお、昭和四十一年分以降の年金は、同年六月の支給にかかる分を除き、これを支給しないこととしております。

慎重御審議の上、御賛成くださるようお願いいたします。

### 二、参議院内閣委員長報告(十二月二十日)

(一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

### 三、衆議院内閣委員長報告(十二月二十日)



旧勲章年金受給者に関する特別措置法

○木村武雄君 たいま議題となりました旧勲章年金受給者に関する特別措置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、昭和三十八年四月一日に日本国籍を有していた旧金鵄勲章年金受給者に対し、特に一時金十万円を支給するほか、勲等年金受給者に対しても一時金として三万円を支給しようとするものであります。なお、これにより勲等年金は昭和四十二年分以降は支給しないこととしております。

本案は、自由民主党及び民主社会党の共同提案により第五十一回国会に提出され、可決の後、参議院に送付されたものであります。本院提出法案として同院において継続審査となっておりませんが、今国会におきまして、本月二十日、同院より本院に送付され、本委員会に付託されたものであります。

なお、参議院において、勲等年金受給者に対する措置にかかる適用日等について修正が行なわれております。

本委員会におきましては、本日、参議院の修正部分を含む提案理由の説明聴取の後、別に質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本案は参議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

◎連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律

(昭四二、一、一八法二)(衆)

一、提案理由(第五十一回国会)

(六月二十四日)

○受田議員 たいま議題となりました連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、占領期間中における連合国占領軍等の行為により死亡し、負傷し、または疾病にかかった被害者に対しましては、昭和二十一年五月閣議決定により見舞い金の支給措置を講じ、昭和二十七年五月には閣議了解により追給措置を講じ、さらに昭和三十六年十一月十一日には、政府の実態調査の結果、これらの者に対する救済の立法措置を講じ、それぞれの被害の実情にあわせ、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金及び打ち切り給付金を支給することとしたのであります。

しかしながら、この法律による措置は、被害者が、法律施行前に占領軍等の行為以外の原因で死亡した場合には適用されないなど、

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律 二九

救済措置として十分でなく、かつ被害を受けたときから相当の年月を経て実施されたという経緯もあり、また最近における災害補償制度並びに社会保障制度の進展等、社会情勢の変化に伴い、被害者より国障並びに政府に対しまして、さらに救済措置の適用を広め、厚くするよう、しばしば陳情、請願が行なわれてまいっているのであります。これら被害者のお気の毒な状況を考慮しまして、この法律案を提出することとした次第であります。

本案の具体的内容について御説明申し上げますと、まず第一に、障害給付金または遺族給付金を受ける権利を有した者及び打ち切り給付金を受けた者のうち、本法律施行の日日本国籍を有するものに対し、新たに特別障害給付金、特別遺族給付金及び特別打ち切り給付金を支給することとしたしております。

なお、これらの額は、それぞれの現行給付金の額を考慮して定めております。

第二に、被害者が現行法の施行前、すなわち昭和三十六年十二月二十日前に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その被害者の遺族に対しまして、療養給付金、休業給付金、障害給付金または特別障害給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしたしております。

第三に、被害者が昭和三十六年十二月二十日から本法律施行の日までの間に占領軍等の行為等以外の原因によって死亡した場合においても、その者の遺族に対しまして、特別障害給付金または特別打ち切り給付金の額に相当する金額の支給金を支給することとしたし



連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部を改正する法律  
三〇  
ております。

第四に、本法律施行の日において日本国籍を有する被害者の妻、被害者が死亡している場合には、死亡当時の妻に対しまして、五万円または七万五千円の支給金を支給することといたしております。ただし軽度の障害者の妻は除いてあります。

以上、本法律案の提案の理由及びその内容の概要を申し上げた次第であります。何とぞ慎重審議の上、直ちに御賛成くださるようお願い申し上げます。

## 二、衆議院内閣委員長報告(十二月十九日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

## 三、参議院内閣委員長報告(十二月二十日)

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭四一法一四〇)の委員長報告と一括して掲載)

## ◎千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書

(昭四二、一、一六条一)

### 一、提案理由(十二月十九日)

○三木国務大臣 一般の内閣改造により、外務大臣に就任いたしました。よろしく御協力をお願いいたします。(拍手)

次いで、ただいま議題となりました千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

千九百六十二年の国際小麦協定は千九百六十五年の議定書により本年七月三十一日まで有効期間が延長されましたが、同協定をその内容に変更を加えることなく、さらに明年七月三十一日まで一カ年再延長するためにこの議定書が作成されました。

この議定書により有効期間が一カ年延長される千九百六十二年の協定の骨子は、締約輸出国は小麦の相場が高騰しても一定数量までは所定の最高価格で締約輸入国に売り渡す義務を負い、他方締約輸入国は自国の小麦輸入量のうち一定割合だけは締約輸出国から所定の価格帯内の価格で買い入れる義務を負い、かようにして締約国間において小麦の取引価格の安定と需給の調整をはかろうとするものであります。

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書

わが国は、千九百四十九年の国際小麦協定以来、累次修正更新されてきた小麦協定に継続して参加してまいりましたが、この議定書の当事国となることによりまして、安定した価格で小麦の輸入必要量を確保することができるとともに、小麦の国際貿易の安定した拡大にも寄与し得る次第であります。

よって、ここにこの議定書の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

### 二、衆議院外務委員長報告(十二月十九日)

○高瀬傳君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

昨年十一月ロンドンで開催された国際小麦理事会において、一九六二年の国際小麦協定の有効期間を一九六七年七月三十一日まで一カ年再延長することについて合意が成立し、本議定書が採択されました。

本議定書は本年四月四日から四月二十九日まで協定の締約国の署名のため開放され、わが国は四月二十五日本議定書に署名いたしました。

このたび再延長されました小麦協定は、小麦の取引価格の安定と需給の調節を主目的として締結されたものであります。

本件は、十二月十九日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録に



千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に関する議定書

三二

より御了承を願います。

かくて、十二月十九日、質疑を終了し、討論を省略して採決を行ないましたところ、全会一致をもって本件を承認すべきものと議決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

### 三、参議院外務委員長報告(十二月二十日)

○木内四郎君 たいま議題となりました議定書は、昨年一カ年延長された千九百六十二年の国際小麦協定の期限満了に伴い、その内容に変更を加えることなく、さらに有効期間を明年七月三十一日まで一カ年再延長することを内容とするものであります。

この協定に、わが国は一九四九年以来継続して参加しておるものであります。協定の骨子は、加盟輸出国に対し、小麦の相場が高騰した場合でも、一定数量までは所定の最高価格で売り渡す義務を課し、他方、加盟輸入国に対しては、その輸入総量の所定の割合までは、最高価格及び最低価格の間で買入れる義務を課することにより、小麦価格の安定と需給の調節をはかろうとするものであります。

委員会は、本日、慎重審議の後、討論採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。  
以上御報告いたします。(拍手)

## ◎昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)(昭四二、一一、二〇成立)

### 一、提案理由(十二月十八日)

○水田国務大臣 政府は、去る十二月六日昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)、特別会計補正予算(特第1号)及び政府関係機関補正予算(機第1号)を国会に提出いたしました。

ここに、予算委員会の御審議をお願いするにあたり、その概要を御説明申し上げます。

一、一般会計、まず、一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

今回の一般会計補正予算におきましては、歳出において総額千九百九十三億円の追加を行いますとともに、その財源に充てるため、既定経費の節減百九十四億円、予備費の減額百七十億円、合計三百六十四億円を修正減少し、差し引き千六百二十九億円を増加しております。一方、歳入につきましては、租税及び印紙収入の増加見込み額千四百六十億円を追加計上いたしますほか、税外収入の増百六十九億円を計上し、合計千六百二十九億円の追加を行っております。

この結果、昭和四十一年度一般会計予算は、歳入歳出とも四兆四千七百七十一億円となるのであります。

昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)

歳出の追加につきましては、当初予算の作成後に生じた理由に基づき、特に緊急に措置を要するものにつきまして、それぞれ所要の額を計上いたしましたのであります。次におもな事項の内容を御説明いたします。

(1)給与改善費、まず、給与改善費であります。これは去る八月十二日に行なわれました人事院勧告を尊重し、国家公務員等の給与改善を本年九月一日にさかのぼって実施するため必要な経費として三百二十二億円を計上しております。

(2)災害対策関係費、次に、災害対策関係費といたしまして百十四億円を計上しております。

本年は、梅雨時の集中豪雨、台風二十四号、二十六号等により相次いで、大きな災害が発生し、これが応急対策のため予備費二百四十四億円を支出しておりますが、なお今後の復旧等に必要な経費として、今回六十八億円を計上したのであります。

さらに、過去発生災害の復旧事業費等につきましても、その実施状況の調査結果に基づき三十八億円を追加計上いたしますほか、災害復旧に関連して河川改修事業及び緊急砂防事業の実施を促進するため、治水特別会計に六億円を繰り入れることとしております。

また、台風十八号による宮古島による被害に対する措置といたしまして、琉球政府に対し援助するため四億円を計上いたしております。

(3)農業共済再保険特別会計への繰り入れ、第三は、農業共済再保険特別会計への繰り入れに必要な経費であります。

三三



これは、北海道を中心とする冷害や台風等による災害によって、農業共済再保険特別会計における再保険金の支払いに不足が生ずる見込みでありますので、その財源に充てるため、一般会計から同特別会計へ六十六億円を繰り入れるものであります。

(4)食糧管理特別会計への繰り入れ、第四は、食糧管理特別会計への繰り入れに必要な経費でありまして、八百十億円を計上いたしております。

これは、四十一年産米の政府買入れ価格が引き上げられたこと、消費者米価は四十一年度内は改定しないこととしたこと等に伴い、食糧管理特別会計の食糧管理勘定における損失が大幅に増加する見込みとなりましたので、一般会計から同会計の調整勘定へ追加繰り入れることとしたものであります。

(5)稲作改善対策特別事業費、第五は、稲作改善対策特別事業費であります。昭和四十一年度生産者米価決定の経緯等にかんがみ、稲作の生産性の向上と生産の増大をはかるための経費に充てるため五十億円を計上いたしております。

(6)石炭対策関係費、第六は、石炭対策関係費でありまして、二十九億円を計上いたしております。

最近における石炭産業の実情にかんがみ、石炭対策を一そう促進することとし、坑道掘進費補助金四億円、電源開発株式会社へ追加出資するための産業投資特別会計への繰り入れ五億円及び炭鉱整理促進費補助金二十億円を計上いたしております。

(7)商工組合中央金庫出資金、第七は、商工組合中央金庫出資金十

等を勘案し、租税及び印紙収入におきまして、法人税等の増収千五百三十一億円、酒税の減収七十一億円、差し引き増収千四百六十億円を計上し、また、税外収入におきまして、日本銀行納付金等につき百六十九億円の増収を見込み、合計千六百二十九億円を追加計上いたしております。

二、特別会計及び政府関係機関、次に、特別会計補正予算(特第1号)及び政府関係機関補正予算(機第1号)について申し上げます。

特別会計におきましては、ただいま御説明いたしました一般会計の予算補正及び公務員給与の改善等に伴いまして、食糧管理特別会計をはじめ十二特別会計について所要の補正を行なうこととしております。

また、政府関係機関におきましては、日本国有鉄道について、運輸収入の減少等による資金不足を補うため所要の補正を行なうこととしております。

三、財政投融资計画、次に、財政投融资計画におきましては、日本国有鉄道に七十一億円、日本開発銀行に八十七億円、特定船舶整備公団に三十七億円、日本道路公団に六十二億円、石炭鉱業合理化事業団に十四億円、地方公共団体に百五十一億円及び電源開発株式会社に五億円、総額四百二十七億円の投融资を追加することとしております。

以上の結果、本年度の財政投融资計画は、先般決定いたしました中小金融三機関に対する追加二百十五億円を合わせて二兆九百十五

七億円であります。

政府関係中小金融機関の貸し出し金利が明年一月一日から二厘引き下げになることに伴い、商工組合中央金庫もその貸し出し金利を引き下げますので、同金庫の業務の円滑化をはかるため追加出資をするものであります。

(8)義務的経費の追加に要する経費、第八は、義務的経費の追加に要する経費でありまして、国民健康保険助成費六十一億円、義務教育費国庫負担金七十七億円等、合わせて二百五億円を計上いたしております。

(9)固定資産税の免税点引き上げ等に伴う臨時地方特例交付金の追加に要する経費、第九は、臨時地方特例交付金の追加であります。

これは、第五十一回国会におきまして、地方税法について固定資産税の免税点を引き上げる等の国会修正が行なわれた結果、固定資産税等の減収を生ずることとなりましたが、その減収見込み額に相当する額五十一億円を市町村等に第三種特例交付金として交付するため、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるものであります。

(10)地方交付税交付金、最後に、地方交付税交付金であります。これは、歳入面におきまして所得税、法人税の増収及び酒税の減収を見込み、三税におきまして差し引き二十億円の増収を計上することに伴い必要となるものでありまして、定率により三百二十六億円を計上いたしております。

歳入につきましては、最近の経済情勢並びにこれまでの収納状況

億円と相なるわけであります。

以上、概略を御説明いたしました。なお、詳細にわたりましたは、政府委員をして補足して説明いたさせます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院予算委員長報告(十二月十九日)

○福田一君 ただいま議題となりました昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)外二案につきまして、予算委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本補正予算三案は、去る十二月六日予算委員会に付託されたものでありまして、その後補正予算の重要性にかんがみ、再三、日本社会党及び民主社会党の理事との懇談会を開いて、審議に入るよう努力したのでありますが、両党の同意を得るに至らず、やむを得ず、十七日に委員長職権をもって委員会開会の手続をとったのであります。

しかるに、当日は、午前中から議長あつせんのもとに国会正常化について与野党の折衝が行なわれることになりましたので、その結果を待つこととしたのでありますが、同夜十一時五十分に至り、日本社会党が議長に対しあつせんに応じられない旨の回答をしたことを確認しましたので、やむを得ず、十一時五十分予算委員会を開会し、十八日午前零時五分から委員会を開く旨を宣し、十八日未明に、日本社会党、民主社会党及び日本共産党所属委員欠席のまま大蔵大臣の提案理由の説明を聴取し、本十九日、質疑を行なった後、



討論採決をいたしたものであります。

補正予算の内容につきましては、先日、本会議において大蔵大臣から説明がありましたので、これを省略させていただきます。質疑の概要を申し上げます。

質疑は、補正予算に関連して、内政外交各般にわたり、きわめて熱心に行なわれました。

まず、政界浄化の一環として、選挙制度の改正について質疑がありました。これに関連しては、「個人本位の選挙から政党本位の選挙に変えていくことが基本的方向であり、これは政治資金受け入れのあり方にも関連してくる、こういふことは、ただ単に審議会にまかせっぱなしということではなく、あくまでも党利党略を離れた立場で真剣に取り組んでいきたい。選挙の公営とか連座制とか問題はいろいろあるが、当面まずこれまで何回か出された選挙制度審議会の答申のうち、取り上げるべきものは何と何かについて検討を進めている。」との答弁がありました。

次に、景気回復が今次補正予算に及ぼした影響及び補正予算不成立の場合の影響に関する質疑に対しましては、「景気が政府の意図のように、早期に回復したので、消費者米価を据え置いたままの食糧管会計の赤字補てんができるようになった、もし今次補正予算が成立しない場合は、災害対策費は予備費をもって支弁することができるとしても、中央、地方の公務員の給与改善、食糧管会計への繰り入れ、農業共済保険金の支払い等、ほとんどすべての施策が実行不可能となり、ゆゆしい事態となる。」との答弁がありました。

### 三、参議院予算委員長報告(十二月二十日)

○石原幹市郎君 ただいま議題となりました昭和四十一年度補正予算三案の予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この補正予算は、本年度当初予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となった公務員の給与改善、災害対策その他、諸般の事項について、所要の予算措置を行なおうとするものであります。この補正の結果、昭和四十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも千六百二十九億円を増加いたしました。四兆四千七百七十一億円と相なるのであります。特別会計予算につきましては、一般会計の補正に関連するもののほか、公務員の給与改善等のため、十二の特別会計において所要の補正を行ない、また、政府関係機関予算におきましては、日本国有鉄道について、運輸収入の減少等による資金不足を補うため必要な補正を行なうことといたしております。

これら補正予算三案は、十二月六日国会に提出せられ、予算委員会におきましては、去る十八日、水田大蔵大臣から提案理由の説明を聞き、昨十九日衆議院からの送付を待って、本日、佐藤内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し質疑を行ないました。以下、その質疑のおもなものについて概要を御報告申し上げます。

まず、政治の姿勢、国会の正常化など、当面の政治問題につきまして、「国民生活にきわめて重要な関係のあるこの補正予算を審議する委員会に野党議員の出席がなく、その意見が聞かれないという

また、四十二年度の予算規模等に関する質疑に対しましては、「経済成長の見通し、国際収支の動向、財源見込み等を勘案して、目下予算編成の作業中であるが、公債政策をとった第二年度として、経済の伸びに適しない過度の膨張を避け、中立的予算とするよう、その規模を五兆円程度にとどめ、また、公債発行額の歳入中に占める比率を今年度より低下させる方針で進んでいる。」との答弁がありました。

このほか質疑は、野党議員の審議拒否及び議員総辞職、衆議院解散、与野党の党首会談、政界、官界の綱紀粛正、大臣の任期及び各省人事異動のあり方、日米安全保障体制の確保及び自衛隊員の士気高揚、過度な利己主義思想の是正、ベトナム紛争の見通し及びこれが解決への努力、核拡散防止及び原子力平和利用の積極的推進、国連の中国代表権問題の解決及び日中貿易の促進、アジア開発のための経済協力、貿易及び資本の自由化の現状と問題点の周知徹底、中小企業の倒産対策、石炭鉱業の長期安定対策、災害復旧費の財源及び災害予防対策、その他多岐にわたる行なわれ、政府からそれぞれ答弁がありました。詳細は会議録をごらん願うことといたしまして、報告を省略させていただきます。

かくて、質疑終了後、討論に入り、自由民主党が政府原案賛成の討論を行ない、採決の結果、本補正予算三案は政府原案のとおり可決された次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

ことはまことに遺憾である。ルールに従って問題を処理していくことは民主主義の本質であり、国会の当然の責任遂行であって、単独審議という形式だけで批判すべきものではないと思うが、総理の見はどうか。」との質問がありました。これに対して佐藤内閣総理大臣から、「議会制民主主義のもとでは、国会で十分議論を尽くし、野党の意見も聞き、初めて国民への責任を果たすことができる。政府は百方手を尽くしたが、ついに野党議員の出席がなかったのはまことに遺憾なことである。しかし、補正予算は一日も早く成立させねばならず、その審議を行なうのは、全くやむを得ない事態である。政治不信は一刻も早く払拭せねばならないので、今後ともできるだけの努力を尽くして、野党の諸君とも話し合い、国会の正常化をはかり、議会制民主主義の正しいあり方を国民に示したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、補正予算に直接関連いたしました、「人事院勧告による公務員給与の改善については、毎年補正予算を組んで、これを実施しているが、この方法は、実施時期をめぐって争いが絶えないので、何らか改善の方途を検討すべきではないか。」また、「食糧管理特別会計の予算につきましても、「当初予算の編成に際して、米の買入れ価格を前年度の生産者米価で見込むことにしているが、政府の経済見通し等によって当然上がることが予期されるものについては、もっと弾力的に予算を編成することを、くふうすべきではないか。」などの質疑がありました。これに対し政府側から、「人事院勧告と公務員の給与改善との関係については、関係関係間で改善の方法に



つき引き続き検討を加えるつもりである。また、「食管会計については、昭和三十四年度までの生産者米価はバリエイ方式で計算されていたので、予測することは比較的容易であったが、生産費所得補償方式が変わってからは予測することが困難になったので、一応、前年度生産者米価で予算に計上し、七月にきまった段階で補正予算を組む以外に方法はない。」旨の答弁がございました。

災害対策につきましては、「北海道の農業は、今年で三年続きの冷害であり、毎年甚大な被害をこうむっているが、北方農業の確立のため、この際、抜本的な対策を樹立すべきではないか。」との質疑がありました。これに対し政府側から、「当面の対策として、天災融資・救農土木事業等を早期かつ積極的に推進するのはもちろん、恒久対策としては、新開墾地等での無理な稲作をやめ、畑作の振興につとめるなど、適地適作主義に徹した営農指導を行ない、将来は機械化、大型化農業の確立に努力したい。」旨の答弁がありました。

次に、新長期経済計画に関連して、「経済企画庁長官は兼業農家対策について新しい構想を持っているように聞いているが、その構想はどうか。」との質疑があり、これに対して、「長期計画における農業の将来は、自立農家の育成であり、いま、その方向に進んでいるが、しかし、現実に専業農家は二割で、残りの八割は兼業農家である。それらの人々の世代交代以前においても施策を行なう必要がある。施策の中心は、農道、林道を含めた交通網の整備がふさわしいと考えている。」旨の答弁がありました。

最後に、今回の補正予算の背景となっております当面の経済情

勢、特に今後の経済見通しについてであります。今年度の経済

は、政府の適切な財政金融政策により、予想以上の回復を示しているが、今後の見通しについては、景気過熱論や景気短命論などがあり、必ずしも見解は一致していません。政府は来年度経済に対してどのような見通しを持っているか。」との質疑がありました。これに対して政府側から、「来年度の見通しについては、目下作成作業中であり、まだ最終的に固まっていないが、実質で八割台の成長率が適当と思う。これは長期的に、十年後の日本経済を西欧並みにするという国民生活審議会答申の目標にも大体合致する。財政についても中立的な性格のものを考えている。」旨の答弁がありました。

このほか、石炭対策、中小企業の倒産問題、公債発行下の金融政策、地価対策、地域開発等、質疑は広範にわたりましたが、その詳細につきましては、会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、この機会に、委員会の運営につき一言御報告申し上げます。きたいと思えます。委員長といたしました。委員会の正常な運営のため終始最善の努力を尽くしたのでございますが、はなはだ遺憾ながら、野党委員の出席を得られなかった次第であります。

かくて質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して日高委員が賛成の意見を述べられました。

これをもって討論を終局し、採決の結果、予算委員会に付託されました昭和四十一年度補正予算三案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

## ◎昭和四十一年度特別会計補正予算(特

### 第1号) (昭四一、一二、二〇成立)

#### 一、提案理由(十二月十八日)

(昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)の提案理由を一括して掲載)

#### 二、衆議院予算委員長報告(十二月十九日)

(昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)の委員長報告を一括して掲載)

#### 三、参議院予算委員長報告(十二月二十日)

(昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)の委員長報告を一括して掲載)



◎昭和四十一年度政府関係機関補正予算

(機第1号) (昭四一、二二、二〇成立)

一、提案理由(十二月十八日)

(昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院予算委員長報告(十二月十九日)

(昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院予算委員長報告(十二月二十日)

(昭和四十一年度一般会計補正予算(第1号)の委員長報告と一括して掲載)

◎内閣総理大臣の所信に関する演説

(昭和四十一年十二月十五日)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 第五十三回国会の開会にあたり、当面する内外の諸情勢についての見解と、これに対処する所信を明らかにしたいと思います。

私は、政権担当以来、政治の要諦は国民の信頼を得ることにあると信じ、清く正しい政治を行なうことを施政の基本としてまいりました。しかるに、近時公党の道義と綱紀の問題について国民の疑惑と不信を招くような事態が生じたことは、まことに遺憾にたえません。政権を担当する者としてその責任を痛感いたしております。さらに、このような事態が、国民の間にわが国の議会民主政治そのものに対する不信の念を生み出しつつあることを、何よりも深く憂慮するものであります。私は、この現実を直視し、共和製糖事件をはじめ、きわむべきはきわめ、正すべきは正して政界の積弊を一扫し、政治に対する国民の信頼を回復することに自身の努力を傾ける決意であります。(拍手)このことこそ、今日私に課せられた国家と国民に対する至上の責務であると信じます(拍手)

私は、先般、党と内閣を通じ、人事を一新いたしました。これにより政治に新風を送りたいと考えます。特に今日の事態を招いた最大の原因の一つは、金のかかる選挙の実態にあると考えるので、

内閣総理大臣の所信に関する演説

金のかからない選挙の実現に積極的に取り組んでまいります。(拍手)このため現在選挙制度審議会において、政治資金の規制、選挙運動方法の改善等につき審議をお願いしておりますが、政府は、その答申を尊重しつつ検討の上、得た結論をすみやかに立法化し、御審議をいただく所存であります。

思うに、戦後の廃墟の中から立ち上がって、わが国が今日の威信と繁栄とを築き得たのは、国民のたくましい創造力と旺盛な活動力とによることはもとよりであります。他面、国民の信頼のもとにわが党及び政府が今日まで一貫してとってきた諸政策が、よく内外の諸情勢の変動に対処してその現実性と妥当性を維持してきたからにはかならないと信じます。(拍手)充実した国力と向上した国際的地位を背景として、私は、引き続きわが国の繁栄と世界平和の確立のため全力を傾けることを誓うものであります。(拍手)

わが国外交の基本方針が世界の平和と繁栄の追求にあることは、申すまでもありません。近時このようなわが国の基本的方針に対する世界各国の理解が深まり、ことにアジアにおいて、わが国の果たす役割りに対し、諸国の寄せる期待はますます大きくなってまいりました。私は、アジアに安定と繁栄をもたらすためには、アジア諸国の相互理解を促進し、その連帯感を強化するためのじみちな努力の積み重ねが最も大切であると信じます。このため、私自身アジアの指導者と親しくひびきを交えて懇談し、また関係閣僚を相次いで東南アジア諸国との友好促進のため派遣いたしました。最近においては、アジア開発銀行の創立総会、東南アジア農業開発会議を東京に



おいて開催するなど、アジア諸国の連帯強化のため真摯な努力を続けております。

他方、アジアの一角ベトナムにおいては、平和をもたらそうとする諸国の幾多の努力にもかかわらず、依然として戦闘状態が続いていることは、アジアひいては世界の平和のため、まことに憂慮にたえません。紛争当事者がその立場の相違にかかわらず、まず戦闘を停止し、そのエネルギーを国内建設に振り向けることこそ大切であると信じます。わが国としても独自の立場からあらゆる機会をとらえて和平実現のため努力したいと考えます。(拍手)

中国問題は、わが国外交の当面する最も重要な課題であります。私は、中共の動向が世界の平和に大きく影響するものであるだけに、中共内部の情勢が今後どのように変化し、これが対外政策に反映されるかを重大な関心を持って見守っております。中国をめぐる事態の安定なくしては、アジアにおける真の平和と繁栄を達成することは困難であります。私は、中共に対しては、従来から政経分離の原則のもとに貿易、文化の交流を進めてまいりました。中国の人々との平和的な共存関係を求める私の願いは、今日も変わっていません。しかしながら、現実には、中共のとりつづめる対外路線は、中共が国際社会においてあたたく迎えられることを妨げ、さらに日中関係の望ましい進展をも妨げております。今次国連総会における中国代表権問題の表決に際しても、政府はこの問題がアジアのみならず世界の平和と安全に対し重大なる影響を持つ重要案件であるとの立場に立って臨んだ次第であります。表決の結果は、世界の多

くの国がわが国と同様の認識に立っている事実を示したものと考えるのであります。私は、流動する国際情勢に考慮を払いつつ、本問題に対処してまいりる所存であります。

最近のわが国経済は、昨年来、政府が強力に推進してきた積極的な施策が効果をおさめ、国民各位の努力とも相まって、不況を完全に克服し、順調な上昇過程を歩んでおります。生産、出荷はともに予想を上回る好調であり、個人消費支出も堅実に伸び続け、設備投資も回復に向かっております。一方、輸出は依然として増勢基調を維持し、景気の回復に伴う輸入の増加にもかかわらず、国際収支はほぼ順調に推移しております。このような各部門の動きから見て、経済は、今後とも堅実な上昇を続け、本年度は実質九〇程度の成長を達成できるものと考えます。

このような情勢下においては、国際収支の均衡と物価の安定に留意しつつ、経済が安定した成長を持統できるよう慎重な態度で臨む必要があります。特に四十二年度は、公債発行下の第二年度として、新しい財政運営のあり方を確立する上で重要な意義を持っております。すなわち、四十一年度においては、本格的な公債政策の導入による財政規模の拡大が不況の打開に大きく寄与し、財政の景気調整機能を十分に発揮したのでありますが、このような公債発行下の財政政策がその真価を発揮するかないかは、景気が立ち直った後において、いかに節度正しく、堅実に運営されるかにかかっているのであります。したがって、四十二年度の予算編成にあたっては、国民経済全体との調和を考え、財政規模及び公債発行額を適正な限度

にとどめ、現在の景気上昇を持続的な安定成長に結びつけるよう努力するとともに、物価の安定と社会開発の推進に重点を置き、豊かで健全な国民生活の実現をはかっている考えであります。(拍手)

特に消費者物価の問題は、政府が最も力を入れてきた課題であります。生産性の低い部門の生産性の向上と物価が適正に形成されるよう公正な競争条件の整備など積極的な施策を推進した結果、最近ではようやく安定した動きを見るに至りました。しかし、基調としては上昇しようとする力が依然として根強いものと認められますので、今後ともその動向に十分注意し、総合的できめこまかい施策を引き続き強力に実施いたします。このため、基本的には農業、中小企業などの近代化、流通機構の合理化等の構造対策を強力に推進するとともに、生産性の向上の成果が価格引き下げを通じて消費者にも広く還元されるような強力な指導を行なってまいります。なお、年末を控え国民の台所に直結する生鮮食料品については、安定した価格で円滑な供給を確保いたします。また、消費者米価についても、物価に及ぼす影響を考慮して当分の間改定を行わないことといたしました。

中小企業については、景気の回復にもかかわらず、倒産は依然としてあとを断ちません。このことは、中小企業の構造改善を今後とも強力に推進する必要があることを示すものであります。政府は、当年度末を控えて、特に中小企業金融を円滑にするため、政府関係中小企業金融機関に対し、財政資金を追加投入するとともに、民間金融機関に対しても中小企業に対する貸し出し規模を増大するよう

内閣総理大臣の所信に関する演説

要請し、あわせて下請代金の支払いの促進、手形期間の適正化をはかり、中小企業対策に万全の措置を講ずることといたしました。

交通事故の増加は国民の日常生活に大きな不安を投げかけております。本年の交通事故死亡者数は史上最高の記録を示しており、まことに憂慮ににえません。政府は、このような趨勢に対処するため、交通安全施策の強化に関する当面の方針を策定し、歩行者保護施設の重点的整備をはじめ、交通秩序の確立、被害者救済対策の強化等のための措置を緊急かつ重点的に講ずることといたしました。

また、航空事故の頻発にかんがみ、航空の安全確保については、空港の整備、要員の確保等の諸施策を盛り込んだ航空五カ年計画を早急に策定し、万全を期する決意であります。

産業災害については、いまなお死傷労働者の数は七十万人に近く、加うるに災害が大型化する傾向があり、さらに新しい職業病が発生するなど、まことに遺憾であります。政府は、これに対処するため、近く第三次産業災害防止五カ年計画を策定し、科学的な対策を積極的に推進したいと思っております。

最近における大気汚染、河川の汚濁等の公害は、国民生活の健全性を害し、国土美をむしばむ最大の要因となっております。政府は従来から対策に腐心してまいりましたが、この際、公害問題に関する施策を確立し、公害の防止を強力に推進するため、公害対策に関する基本法を制定することを決意し、早急に結論を得て次期国会に提案いたす所存であります。

経済開発の成果を国民生活の真の向上に結びつけるためには、交



通事故対策、産業災害対策、公害対策はもとより、あらゆる面にわたり長期的展望に立ち、周到に計画された社会開発施策が必要であります。私は、今後とも常に人間尊重の精神に立って、経済開発と均衡のとれた社会開発を推進し、明るい社会を建設することに施政の重点を置いてまいりたいと思っております。(拍手)社会開発の課題は、青少年教育の充実、科学技術の振興をはじめとして、住宅及び生活環境施設の整備、社会保障の拡充等きわめて多いのであります。これらにつきましましては鋭意検討を進め、それぞれ関係施策の整備につとめるとともに、四十二年度予算において所要の財政措置を講ずることいたします。

政府は、災害対策、公務員給与の改善、石炭対策、食糧管理特別会計繰り入れなど当面措置を必要とする追加財政需要に対し、景気の回復に伴う税収の増加のほか、既定経費の節減などによる財源をもつて補正措置を講ずることとし、所要の補正予算及び関係法律案を今国会に提出いたします。何とぞ御審議のほどお願いいたします。

私は、国民の負託にこたえて、国政を担当する責任政党の道義を振作して清潔な議会民主主義政治を確立し、政府各省庁の綱紀を厳正に維持して公務員の職務の能率的な執行を確保し、よって国民の政治に対する信頼を高めることを重ねて誓うものであります。(拍手)

われわれみずからの信念と努力によってのみ愛する祖国に平和と繁栄をもたらすことができることを銘記し、国民諸君とともに輝か

しい未来に向かってたくましい歩みを進めたいと思っております。(拍手)

### ◎大蔵大臣の昭和四十一年度補正予算等に関する演説 (昭和四十一年十二月十五日)

○国務大臣(水田三喜男君) ここに昭和四十一年度補正予算の御審議をお願いするにあたり、その大綱を御説明申し上げます、あわせて現在の経済情勢と今後の財政金融政策について、所信の一端を申し述べたいと存じます。

まず、今回提出いたしました昭和四十一年度補正予算の大綱について御説明いたします。

一般会計予算におきましては、各地を襲った台風等による災害の復旧、人事院勧告に伴う国家公務員等の給与の改善、四十一年産米の買入れ価格の引き上げ等、当初予算作成後に生じた事由に基づく追加財政需要が相次いで生ずるに至りましたので、緊急に措置を講ずる必要がある次の項目について、総額千九百九十三億円の追加を行なうこといたしました。すなわち、

- 一、公務員給与の改善を本年九月から実施することに伴い必要となる経費
- 二、公共土木施設等の災害復旧等の事業に必要な経費
- 三、農業共済再保険特別会計への繰り入れ
- 四、食糧管理特別会計への繰り入れ
- 五、稲作改善対策特別事業に必要な経費
- 六、石炭対策に必要な経費

大蔵大臣の昭和四十一年度補正予算等に関する演説

#### 七、商工組合中央金庫出資金

八、義務教育費国庫負担金等義務的経費の追加に要する経費

九、固定資産税の免税点引き上げ等に伴う臨時地方特例交付金の追加に要する経費

十、所得税収入等の追加計上等に伴う地方交付税交付金の増加等でありませぬ。

以上の財源につきましては、租税及び印紙収入の増千四百六十億円、税外収入の増百六十九億円を計上いたしますほか、なお不足する財源をまかなうため、歳出面で既定経費の節減百九十四億円、予備費の減額百七十億円、合計三百六十四億円の修正減少を行なうこといたしました。

以上によりまして、補正予算の規模は千六百二十九億円となり、昭和四十一年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも四兆四千七百七十一億円と相なるのであります。特別会計予算におきましては、公務員給与の改善等のため、食糧管理特別会計等十二の特別会計につき所要の補正を行ない、また、政府関係機関の予算におきまして、運輸収入の減少等により資金に不足を生ずる見込みとなりまして日本国有鉄道につき、その補てんのため補正措置を講ずることといたしました。

なお、財政投融资計画におきましても、地方公共団体、日本国有鉄道等につき、総額四百二十七億円の投融资の追加を行なうことといたしております。

何とぞ、本補正予算及び関係法律案につきまして、すみやかに御



賛同あらんことをお願いいたします。

次に、最近におけるわが国の経済情勢について申し述べます。

昨年、日本経済は、戦後における最もきびしい不況を体験いたしました。鉱工業生産、出荷、個人消費、設備投資等、国内の経済活動はすべて停滞し、特に、企業収益が低下した産業界においては、経済の沈滞感が容易に払拭し得ない状況でありました。このため、政府は、何よりもまず不況の打開を目標として、財政金融の両面から積極的な一連の施策を講じてまいりました。

すなわち、財政面におきましては、新たに公債政策を導入して財政による景気補整機能の活用をはかったのであります。まず、平年度三千六百億円に達する大幅な減税を行なって民間需要を喚起する一方、予算及び財政投融资計画を通じて積極的に有効需要の拡大をはかったのであります。さらに、予算の執行にあたっては、財政面からの需要喚起策が一日も早く効果をあらわしますよう、公共事業費等の支出促進に努力してまいりました。この結果、上半期中に促進対象事業の七五％の契約を完了し、当初の目標をはるかに上回る成績をおさめることができました。金融面におきましても、引き続き緩和基調を維持し、市中金利の一そりの低下をもたらすことができたのであります。

最近の経済指標の推移から見ますと、以上の施策はその効果を發揮し、わが国経済はすでに不況を克服して、いまや新たな発展の道を歩むに至っていると認められるのであります。

すなわち、鉱工業の生産活動は、昨年末以来予想を上回る早いテ

ンポで拡大を続け、生産者の出荷も本年に入って急速に増加いたしました。また、生産者の製品在庫率は急速な低下を見、滞貨の整理が進むにつれて、市況も回復に転じました。こうした情勢の好転を反映して、企業収益は本年三ヶ月決算から増益に転じ、九ヶ月決算も引き続き大幅な収益の増加となったのであります。

このように経済活動が活発化したことにより、家計の収入も増加し、これにつれて個人消費が増大し、民間住宅の建設も大幅に増加しております。企業設備については、引き続き非製造業及び個人の投資が増加する一方、製造業においてもようやく活発化のきざしが見え始めており、在庫については、需要の拡大に伴ってかなりの積み増しが行なわれると考えられます。また、輸出は、前年度に比べてやや伸びが鈍ってきたとはいえ、引き続き順調な拡大が期待されます。このように、本年度におけるわが国経済の回復は、一月の経済見通し当時の予想を上回る足取りを示しております。

しかも、きわめて重要なことは、不況の打開という目標が、物価の安定と国際収支の均衡とに悪影響を及ぼすことなく達成されたこととであります。

これまで、政府は、予算及び財政投融资計画を通じ、長期的、総合的観点に立って、農林漁業、中小企業の近代化、高度化を推進するなど、物価安定の諸施策を着々実行に移してまいりました。この結果、本年度の消費者物価は、当初の見通しによる五・五％の範囲内の上昇にとどまる見込みであります。また、卸売り物価は、年初来やや大幅な上昇が見られましたが、銅の市況等海外要因を除いて見ます

と、過去の景気回復期とほぼ同じ程度の上昇にとどまっております。政府は、今後とも、さらに決意を新たに、物価安定のための諸施策を積極的に推進いたしてまいり所存であります。

また、生産の回復に伴って輸入増加の勢いは強まっておりますが、輸出は引き続き好調を維持しており、貿易収支の大幅な黒字を主因として、国際収支全体としては、健全な基調を維持しております。

しかし、今後の推移につきましても必ずしも樂觀を許さず、政府といたしましても、政策運営の重要な指針として、今後、輸出入の動向その他国際収支の推移を慎重に見守っていく必要があると考えております。

以上申し述べましたように、わが国経済は、もはや財政金融面からの需要喚起策を要しないまでに回復いたしました。したがって、今後の財政金融政策は、国内の有効需要を過度に刺激することのないよう、中立的な立場を堅持すべきであると考えます。

政府は、明年度予算の編成にあたり、特に財政規模の膨張を抑え、一般会計歳入に占める公債発行額の割合をできるだけ縮減するようつとめる所存であります。また、財政投融资計画につきましても、その規模が適度の水準を越えないよう配慮いたしてまいり所存であります。

同時に、経済活動が万が一にも適度な速さを越えて拡大し、物価や国際収支に悪影響をもたらすおそれがある場合には、機を逸することなく各般の施策を講じて、経済の過熱を未然に防止するよう、慎重な政策運営を行なうてまいり所存であります。

国民各位におかれても、調和と節度ある態度をもって、政府の施策に積極的に協力され、相携えて安定した経済成長の道を進まれることを期待してやみません。(拍手)



法律成立経過

(可提出原案又は送付案可決、修正議決(委員会欄「修正議決」) 承(承認)とあるのは委員会修正可決、本会議は委員長報告通り修正議決)

法律名	提出	衆議院		参議院		成立	公布	施行
		委員会	本会議	委員会	本会議			
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	衆 三、六	内 三、八三、一九	可	内 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法三九号	公布の日
一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	衆 三、六	内 三、八三、一九	可	内 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四〇号	公布の日
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	衆 三、六	内 三、八三、一九	可	内 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四一、三、三	公布の日
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	衆 三、六	法 三、八三、一九	可	法 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四二、三、三	公布の日
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	衆 三、六	法 三、八三、一九	可	法 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四三、三、三	公布の日
昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律の一部を改正する法律	衆 三、六	地 三、八三、一九	可	地 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四四号	公布の日

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律	衆 三、六	大 三、八三、一九	可	大 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四五号	公布の日
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	衆 三、三	地 三、八三、一九	修	地 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四六号	公布の日
炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律	衆 三、三	労社 三、八三、一九	可	労社 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四七号	公布の日
昭和四十一年産米穀についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律(衆大蔵委員長提出)	衆 三、九	(委員会省略)	可	大 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四八号	公布の日
特定船舶整備公団法の一部を改正する法律	衆 三、九	運 三、九二、一九	可	運 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法四九号	公布の日
内航海運業法の一部を改正する法律(第五十一回国会政府提出)	衆 五、二	運 五、三六、七	可	運 六、三五、〇〇	修	昭四一、三、三	法五〇号	公布の日
石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律	衆 三、三	商 三、八三、一九	可	商 三、九二、〇〇	可	昭四一、三、三	法五五号	公布の日
旧勲章年金受給者に関する特別措置法(衆、伊能繁次郎君外二十名提出、第五十一回国会)	衆 六、三	内 六、四三、二四	可	内 六、四三、二四	修	昭四一、三、三	法五八号	公布の日



# 附 録

## 法律成立経過

千九百六十二年の国際小麦協定の有効期間の再延長に關する議定書	衆 三、一九 外 三、一九三、一九 承 三、一九 承 外 三、一九三、二〇 承 三、二〇 承 三、二〇 昭四、一、一六 条一 号	衆 六、三 内 二、三〇三、一九 可 三、一九 可 内 三、一九三、二〇 可 三、二〇 可 三、二〇 昭四、一、一六 法二 号	連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に關する法律の一部を改正する法律(衆議院能繁次郎君外二十七名提出、第五十一回国会)	公布の日 から起算 して二月 をこえな い範囲内
--------------------------------	---	--	---	--------------------------------------



附録

◎召集及び会期

一、召集 昭和四十一年十一月二十五日付官報号外をもって、次の詔書が公布された。

○詔書

日本国憲法第七条及び国会法第一条によって、昭和四十一年十一月三十日に、国会の臨時会を東京に召集する。

御名御璽

昭和四十一年十一月二十五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

二、会期

当初決定された会期

昭和四十一年十一月三十日から  
昭和四十一年十二月二十日まで 二十一日間

◎委員会及び委員長名

常任委員会

委員会名		議院名	
衆議院	参議院	衆議院	参議院
議院運営	塚原俊郎君(自)	田中茂穂君(自)	
内閣	坪川信三君(自)	鍋島直紹君(自)	
地方行政	木村武雄君(自)	熊谷太三郎君(自)	
法務	岡崎英城君(自)	岸田幸雄君(自)	
外務	大久保武雄君(自)	和泉覚君(公)	
大蔵	高瀬傳君(自)	木内四郎君(自)	
文部	三池信君(自)	徳永正利君(自)	
社会労働	八田貞義君(自)	二木謙吾君(自)	
農林	田中正巳君(自)	千葉千代世君(社)	
商工	中川俊思君(自)	山崎斉君(自)	
運輸	天野公義君(自)	村上春蔵君(自)	
建設	古川丈吉君(自)	江藤智君(自)	
予算	砂原格君(自)	野上元君(社)	
決算	福田元君(自)	松永忠二君(社)	
懲罰	吉川久衛君(自)	石原幹市郎君(自)	
	鍛冶良作君(自)	鶴園哲夫君(社)	
		中村英男君(社)	



不成立法律案審議經過

法案名	提出 院名	提出 月日	衆議院		參議院		備考
			委員 付託 月日	終審 了日	委員 付託 月日	終審 了日	
地方財政法の一部を改正する法律案 (川村義雄君外八名提出、第五十一回 国会)	衆	三、二七	地	二、三〇			衆、継続審査
地方公務員等共済組合法の一部を改正 する法律案(川村義雄君外八名提出、 第五十一回国会)	衆	三、二七	地	二、三〇			衆、継続審査
公営企業金融公庫法の一部を改正する 法律案(安井吉典君外九名提出、第五 十一回国会)	衆	四、三	地	二、三〇			衆、継続審査
地方自治法の一部を改正する法律案 (阪上安太郎君外八名提出、第五十一 回国会)	衆	五、二六	地	二、三〇			衆、継続審査
会社更生法の一部を改正する法律案 (田中武夫君外二名提出、第五十一回 国会)	衆	四、 三、八	法	二、三〇			衆、継続審査

衆議院議員提出

国家公務員共済組合法及び公共企業体 職員等共済組合法の一部を改正する法 律案(有馬輝武君外十二名提出、第五 十一回国会)	衆	四、 三、二七	大	二、三〇			衆、継続審査
勸業基金法案(綱島正興君外四十名提 出、第五十一回国会)	衆	四、 五、三	大	二、三〇			衆、継続審査
学校給食法の一部を改正する法律案 (二宮武夫君外二二名提出、第五十一 回国会)	衆	四、 四、五	文	二、三〇			衆、継続審査
中高年齢者雇用促進法案(吉川兼光君 外一名提出、第五十一回国会)	衆	四、 二、二六	労社	二、三〇			衆、継続審査
最低賃金法の一部を改正する法律案 (吉川兼光君外一名提出、第五十一回 国会)	衆	四、 二、二五	労社	二、三〇			衆、継続審査
電気事業及び石炭鉱業における争議行 為の方法の規制に関する法律を廃止す る法律案(吉川兼光君外一名提出、第 五十一回国会)	衆	四、 二、二六	労社	二、三〇			衆、継続審査
最低賃金法案(横路節雄君外十五名提 出、第五十一回国会)	衆	四、 三、二八	労社	二、三〇			衆、継続審査
労働基準法の一部を改正する法律案 (横路節雄君外十四名提出、第五十一 回国会)	衆	四、 三、二八	労社	二、三〇			衆、継続審査
家内労働法案(横路節雄君外十五名提 出、第五十一回国会)	衆	四、 四、二四	労社	二、三〇			衆、継続審査

不成立法律案審議經過



戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大原亨君外四十名提出、第五十一回国会)	衆	四一、六、三	労社	一、三〇															衆、継続審査
原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(山田耻目君外四十名提出、第五十一回国会)	衆	四一、六、三	労社	一、三〇															衆、継続審査
公害対策基本法案(吉川兼光君外一名提出、第五十一回国会)	衆	四一、二、四	労社	二、一八															衆、継続審査
公害対策基本法案(中井徳次郎君外十二名提出、第五十一回国会)	衆	四一、二、七	労社	二、一八															衆、継続審査
消費者基本法案(春日一幸君外一名提出、第五十一回国会)	衆	四一、二、三	商	二、一八															衆、継続審査
物産安定緊急措置法案(堀昌雄君外二十四名提出、第五十一回国会)	衆	四一、五、九	商	二、一八															衆、継続審査
○参議院議員提出																			
公職選挙法の一部を改正する法律案(辻武寿君外六名発議)	参	四一、三、五	地	二、一九															参、継続審査
政治資金規正法の一部を改正する法律案(辻武寿君外六名発議)	参	四一、三、五	地	二、一九															参、継続審査
一酸化炭素中毒症に関する特別措置法案(藤田藤太郎君外三名発議、第五十一回国会)	参	四一、三、〇	法	三、三〇															参、継続審査

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(小平芳平君発議、第五十一回国会)

売春防止法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外十四名発議、第五十一回国会)

○内閣提出

刑法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)

都道府県合併特例法案(第五十一回国会)

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)

租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)


土地収用法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(小平芳平君発議、第五十一回国会)	参	四〇、三、〇	労社	二、三〇															参、継続審査
売春防止法の一部を改正する法律案(稲葉誠一君外十四名発議、第五十一回国会)	参	四一、三、〇	法	三、三〇															参、継続審査
○内閣提出																			
刑法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)	衆	四一、二、五	法	二、三〇															衆、継続審査
都道府県合併特例法案(第五十一回国会)	衆	四一、四、五	地	二、三〇															衆、継続審査
診療エックス線技師法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)	参	四一、三、三	労社	三、三三															参、継続審査
租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)	衆	四一、四、六	大	六、二五															衆、継続審査
土地収用法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)	衆	四一、五、二	建	六、九															衆、継続審査
土地収用法の一部を改正する法律案(第五十一回国会)	衆	四一、四、二〇	建	六、九															衆、継続審査



日期	星期	地点	事件	备注
1941.11.1	星期一	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.2	星期二	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.3	星期三	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.4	星期四	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.5	星期五	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.6	星期六	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.7	星期日	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.8	星期一	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.9	星期二	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.10	星期三	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.11	星期四	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.12	星期五	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.13	星期六	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.14	星期日	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.15	星期一	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.16	星期二	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.17	星期三	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.18	星期四	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.19	星期五	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.20	星期六	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.21	星期日	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.22	星期一	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.23	星期二	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.24	星期三	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.25	星期四	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.26	星期五	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.27	星期六	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.28	星期日	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.29	星期一	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	
1941.11.30	星期二	南京	上午 10:00 赴... 下午 2:00 赴...	







チキナN-15





